第３次にいざ男女共同参画プラン

事業進捗状況報告書
【令和２年度】

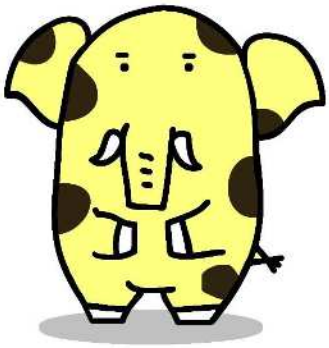

新座市

目　次

1　計画の概要と体系 ……1

2　男女共同参画事業の取組状況 ……11

3　計画の進捗状況 ……15

基本課題1　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり ……16

基本課題2　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶 ……30

基本課題3　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ……36

基本課題4　女性の職業生活における活躍の推進
（女性の職業生活における活躍についての推進計画） ……48

基本課題5　男女共同参画のための生活環境づくり ……54

基本課題6　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり ……56

4　参考資料 ……59

計画の概要と体系

― 第3次にいざ男女共同参画プランの概要 ―

計画の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別や年齢に捕らわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会です。新座市では、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでに各種の施策を積極的に推進してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っています。

「第３次にいざ男女共同参画プラン」は、新座市における男女共同参画施策を総合的に推進するための第５次に当たる基本計画です。このプランは、これまでの施策の成果や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだ潜在化していることなどを踏まえ、「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包括した計画として策定しました。

計画の内容

この計画は、６つの基本課題と１５の方針、３９の施策、８５の事業から成り立っています。

基本課題 1	あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり
方　針	１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発 ２　男女平等教育・学習の推進 ３　情報化社会における人権意識の啓発 ４　政策方針決定の場への女性の参画推進 ５　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上 ６　男女共同参画推進プラザ機能の充実

基本課題 2	それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶
方　針	１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援 ２　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

基本課題 3	ワーク･ライフ･バランス(仕事と生活の調和)の推進
方　針	１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり ２　男性の家事・育児・介護等への参加促進 ３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

基本課題 4	女性の職業生活における活躍の推進 **★女性の職業生活における活躍についての推進計画★**
方　針	１　女性の経済的自立に向けた取組 ２　職場における男女の均等待遇の整備

基本課題 5	男女共同参画のための生活環境づくり
方　針	１　地域・社会活動への参画促進

基本課題 6	男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり
方　針	１　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

計画の体系

基本課題１　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方　針	施　策
1　男女共同参画・人権尊重意識の啓発	1　人権尊重意識の啓発
	2　男女の固定的役割分担意識の解消
	3　多様な性・多様な生き方への理解の促進
	4　各種団体・事業所との連携
	5　情報機能の整備・充実
	6　相談体制の充実
2　男女平等教育・学習の推進	1　幼児教育・学校教育における推進
	2　家庭教育における推進
	3　生涯学習における推進
3　情報化社会における人権意識の啓発	1　メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）の向上
4　政策方針決定の場への女性の参画推進	1　審議会等への女性の登用促進
	2　市議会等への参画意識の高揚
5　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上	1　男女共同参画行政の推進
6　男女共同参画推進プラザの機能の充実	1　男女共同参画推進プラザの機能の充実

事　業		ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	研修会・講演会等の開催	16	○	○	○	○	×
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	16	○	○	○	○	○
3	啓発資料の作成、提供	16	○	○	○	○	○
4	市職員・教職員に対する啓発	16	○	○	○	○	○
5	研修会・講演会等の開催	18	○	○	○	○	×
6	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	18	○	○	○	○	○
7	男女共同参画情報紙「Ｆｏｒ　Ｙｏｕ」の発行	18	○	○	○	○	×
8	民生・児童委員や地域団体等への啓発	18	―	○	○	○	×
9	市職員・教職員に対する啓発	18	○	○	○	○	○
10	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	20	○	○	○	○	○
11	研修会・講演会等の開催	20	―	―	○	○	―
12	市職員・教職員に対する啓発	20	○	○	○	○	○
13	男女共同参画に関する市民団体等の活動の支援	20	○	○	○	○	×
14	市内事業所等との連携	20	○	○	○	○	○
15	男女共同参画に関する情報の収集と提供	22	○	○	○	○	○
16	女性困りごと相談室の充実	22	○	○	○	○	○
17	各種相談体制の充実	22	○	○	○	○	○
18	男女平等教育の推進	22	○	○	○	○	○
19	男女混合名簿の活用	22	○	○	○	○	○
20	男女共修の充実	22	○	○	○	○	○
21	性別に捕らわれない生徒指導・進路指導の推進	22	○	○	○	○	○
22	教職員・保育士を対象とした研修の充実	24	○	○	○	○	○
23	男女平等に基づいた教材の作成	24	○	○	○	○	○
24	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	24	○	○	○	○	×
25	生涯にわたる学習機会の充実	24	○	○	○	○	○
26	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）向上のための取組	26	○	○	○	○	○
27	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	26	○	○	○	○	○
28	委員数の男女均等の促進	26	○	○	○	○	○
29	研修会・講演会等の開催	26	○	―	―	―	―
30	新座市男女共同参画推進条例の周知	28	○	○	○	○	×
31	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	28	○	○	○	○	○
32	男女共同参画推進プラザ事業の充実	28	○	○	○	○	×

基本課題２　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

方　針	施　策
1　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援	1　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発
	2　妊娠・出産に対する支援の充実
	3　生涯にわたる健康支援
	4　性と健康をおびやかす問題への対策
2　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶	1　配偶者等からの暴力の防止対策と被害者の支援

基本課題３　　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

方　針	施　策
1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と情報提供
	2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けた事業所への働き掛け
	3　男女ともに働きやすい環境づくりの支援
2　男性の家事・育児・介護等への参加促進	1　男性の家事・育児・介護への参加促進
3　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実	1　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援
	2　ひとり親家庭等への就労支援
	3　介護・障がい者サービスの整備・充実
	4　労働時間の短縮等就業条件の整備

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
33　研修会・講演会等の開催	30	○	○	○	○	○
34　性に関する教育の推進	30	○	○	○	○	○
35　子育て支援ホームヘルパー派遣事業の推進	30	○	○	○	○	○
36　低所得世帯への助産施設入所措置事業の活用	30	○	○	○	○	○
37　妊婦健康診査の充実	30	○	○	○	○	○
38　ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	32	○	○	○	○	○
39　相談・情報提供体制の充実	32	○	○	○	○	○
40　HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	32	○	○	○	○	○
41　研修会・講演会等の開催	34	○	○	○	○	○
42　ＤＶの防止対策と被害者の支援	34	○	○	○	○	○
43　加害者教育プログラムに関する情報提供	34	○	○	○	○	○

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
44　研修会・講演会等の開催	36	―	―	○	―	―
45　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	36	○	○	○	○	○
46　男女共同参画推進に関するアンケート調査の実施	36	○	―	○	―	○
47　総合評価方式入札における男女共同参画評価項目の活用	36	○	○	○	○	○
48　男女問わず家事・育児・介護等へ参画するための啓発	38	○	○	○	○	○
49　就労や起業に関する支援	38	○	○	○	○	○
50　研修会・講演会等の開催	40	○	○	○	○	○
51　子育て支援に関する情報提供の充実	40	○	○	○	○	○
52　パパママ学級の開催	40	○	○	○	○	○
53　保育・子育て支援サービスの充実	40	○	○	○	○	○
54　相談体制の充実	42	○	○	○	○	○
55　障がいのある子どもへの充実	42	○	○	○	○	○
56　育児中の親の再就職支援	44	○	○	○	○	○
57　相談・情報提供体制の充実	44	○	○	○	○	○
58　介護保険事業の周知・啓発	44	○	○	○	○	○
59　相談・情報提供体制の充実	44	○	○	○	○	○
60　在宅福祉サービスの充実	46	○	○	○	○	○
61　「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知	46	○	○	○	○	○
62　労働時間の短縮	46	○	○	○	○	○
63　病気休暇の保障の推進	46	○	○	○	○	○

基本課題４　　女性の職業生活における活躍の推進

（女性の職業生活における活躍についての推進計画）

方　針	施　策
1　女性の経済的自立に向けた取組	1　女性の就労支援
	2　女性のチャレンジ支援策の推進
	3　パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件の向上
	4　自営業、農業等における男女共同参画の推進
2　職場における男女の均等待遇の整備	1　ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進
	2　男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底
	3　労働相談体制の充実

基本課題５　　男女共同参画のための生活環境づくり

方　針	施　策
1　地域・社会活動への参画促進	1　高齢者、障がい者の社会参加の促進
	2　多言語に対応した生活環境の整備
	3　ボランティア等自主的活動への支援

基本課題６　　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

方　針	施　策
1　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	1　防災対策における女性の参画拡大
	2　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
64　研修会・講演会等の開催	48	○	○	○	○	○
65　資格・技能情報の提供	48	○	○	○	○	○
66　研修会・講演会等の開催	48	○	○	○	○	×
67　男女賃金格差等の解消に向けての啓発	48	○	○	○	○	○
68　相談・情報提供体制の充実	48	○	○	○	○	○
69　「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知	50	○	○	○	○	○
70　男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	50	○	○	○	○	○
71　自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	50	○	○	○	○	○
72　方針決定の場への女性の参画促進	50	○	○	○	○	○
73　市の女性職員の管理職への登用	50	○	○	○	○	○
74　管理職を目指す市の女性職員に対する指導及び相談体制の充実	50	―	○	○	○	×
75　男女共同参画を阻害するハラスメント防止のための啓発推進	52	○	○	○	○	○
76　相談・情報提供体制の充実	52	○	○	○	○	○

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
77　研修会・講演会等の開催	54	○	○	○	○	○
78　雇用・就労の推進	54	○	○	○	○	○
79　研修会・講演会等の開催	54	○	○	○	○	○
80　外国語による情報提供等の行政サービスの充実	54	○	○	○	○	○
81　女性団体等のネットワークづくり	54	○	○	○	○	×
82　男女共同参画に関する自主的活動への支援	54	○	○	○	○	×

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
83　防災対策における女性の参画拡大の促進	56	○	○	○	○	○
84　自主防災組織等における女性の参画の促進	56	○	○	○	○	○
85　女性の視点を取り入れた防災対策の推進	56	○	○	○	○	○

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
○　実施事業（合計）	81	81	84	82	70
―　未実施事業（合計）	4	4	1	3	3
×　実施予定であったが中止した事業（合計）					12

（単位：件）

男女共同参画事業の取組状況

― 令和2年度の取組について ―

第３次にいざ男女共同参画プランでは６つの基本課題のもとに１５の方針を掲げています。

この方針に基づき、各施策・事業を実施している課は２１、総事業数は８５です。延べ事業数は１５１となっています。（下表参照）

令和２年度の取組状況を総括すると、所管課評価は、ＡからＥまでの５段階のうちＢ以上が142事業です。工夫点においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業が多く、「オその他」が多くなりましたが、アからエまでの４選択肢のうち「ア　男女の固定的な役割分担等にとらわれない事業内容となるよう配慮した」が一番多く、50事業となっています。

今後の進め方については、「５　さらに推進し、充実を図る」「４　現状維持で継続」が93事業、「３内容・規模・手法等を見直して推進する」が45事業です。

総事業数	実施事業数	未実施事業数	中止した事業	担当課数
85	70	3	12	21

◆（表１）令和２年度の事業取組状況

◆（表２）令和２年度の延べ事業数

総事業数	実施事業数	未実施事業数	中止した事業数
151	100	16	35

※１つの事業について、複数の課が事業を実施している場合を延べ事業数とする。
（例）基本課題１-方針１-施策３-事業名「啓発資料の作成、提供」-【担当課】人権推進課、生涯学習スポーツ課の両担当がそれぞれ事業を実施しており、事業数は１、延べ事業数は２となる。

上段：事業
下段：％

◆（表３）令和２年度の評価別取組状況

点検・評価						
所管課評　価	A 事業を実施し、十分に効果が得られた	B 事業を実施し、概ね効果が得られた	C 事業を実施したが、改善が必要である	D 事業が実施できなかったが、次年度以降の実施に向けて取り組んでいる	E その他	計
	9	87	4	34	17	151
	6	58	3	22	11	100
工夫点 （複数回答）	ア 男女の固定的な役割分担等にとらわれない事業内容となるよう配慮した	イ 働く女性、男性も参加しやすいように曜日や時間設定等に配慮した	ウ 子育てや介護中の人に配慮した（託児・親子参加・配食・ボランティア養成等）	エ 女性が事業や運営に参加しやすいように配慮や工夫をした（女性講座開催等）	オ その他	計
	50	17	7	6	51	131
今後の進め方	5 さらに推進し、充実を図る	4 現状維持で継続	3 内容・規模・手法等を見直して推進する	2 休止・廃止	1 その他	計
	6	87	45	8	5	151
	4	58	30	5	3	100

※事業数の合計については、（表２）令和２年度の延べ事業数を参照。
※所管課評価の「Ｅその他」には、事業が未実施で次年度以降の実施に向けて特に取組を実施していないものを含む。

計画の進捗状況

基本課題１　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策１　人権尊重意識の啓発

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努める。	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等の開催を中止したため、実施していない。	D
			【人権問題講演会の開催】 中止した。 【人権教育指導者養成講座における公開講座】 中止した。	D
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座等の開催を中止した。	D
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権尊重意識の啓発を図る。	広報・ホームページに啓発記事（8月「子どもの人権110番強化週間」・12月「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の特集記事等）を掲載した。	B
			例年、人権問題講演会及び人権指導者養成講座の公開講座の広報を掲載することで、人権尊重意識の啓発も合わせて図っているが、令和2年度は中止した。	D
3	啓発資料の作成、提供	人権尊重意識向上のための啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、多くの機会を捉えて広く市民に提供する。	新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等が中止となり作成していないが、過去に作成した啓発冊子を商工会理事会等で配布した。	B
			人権・同和問題に関する啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」及び人権作文集「ふれあい」を作成し、啓発活動や各種研修会等で配布した。	B
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（前期・後期）において、人権問題に関する研修を実施した。	B
			11月に新入職員に対する人権研修を行った。（受講者23人）	C
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年3回	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
						3	令和３年度については、事業の見直しにより研修会等を中止としているが、様々な機会を捉え啓発活動等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課
				○	【オ】新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	4	今後も、本事業による人権尊重意識の啓発を推進する。	0	0	生涯学習スポーツ課
						4	今後も啓発活動等を推進する。	0	30	中央公民館
○						4	より効果的な内容の記事を掲載する。	0	0	人権推進課
				○	【オ】新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	4	今後も、イベントの広報に合わせて人権尊重意識の啓発を図る。	0	0	生涯学習スポーツ課
○						3	令和３年度については、事業の見直しにより研修会等を中止としているため、新たに啓発物品は作成しないが、可能な範囲で様々な機会を捉え啓発資料を配付していく。	0	0	人権推進課
○						4	今後も様々な機会を捉え啓発資料を作成・配付していく。	704	115	生涯学習スポーツ課
○				○	【オ】初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	市職員の人権・同和問題への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
				○	【オ】人権教育指導者養成講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	4	今後も、本事業による市職員への人権尊重意識の啓発を推進する。	0	0	生涯学習スポーツ課
○						4	今後も引き続き、人権問題についての理解を深める研修を推進していく。	0	0	教育支援課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策２　男女の固定的役割分担意識の解消

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
5	研修会・講演会等の開催	男女共同参画について理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画週間講演会及び男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	E
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座等の開催を中止した。	D
6	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進する。	男女共同参画推進等に関する記事を広報紙や市ホームページ等に掲載した。 【主な記事】 11月　ＤＶ防止啓発記事	B
			新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」を休刊としたため、実施していない。	D
7	男女共同参画情報紙「Ｆｏｒ　Ｙｏｕ」の発行	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に諸情報を掲載した情報紙を発行する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」を休刊としたため、実施していない。	D
8	民生・児童委員や地域団体等への啓発	民生・児童委員や町内会の役員など地域のリーダーが男女共同参画の必要性を理解し、地域活動を推進できるよう意識啓発を図る。	例年、町内会連合会総会や民生児童委員協議会総会で啓発資料を配布し啓発を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催方法が変更されたため、配布を行っていない。	D
9	市職員・教職員に対する啓発	男女共同参画について理解を深めるため、市職員・教職員を対象として研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画に係る研修を実施した。	B
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年3回	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
						3	人権推進課に機能を移転し、社会の動向、市民の関心を考慮し、内容及び実施方法を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						4	内容を検討しながら、事業を実施していく。	0	30	中央公民館
○						4	男女共同参画の動向や講座・講演会等の情報をより効果的なタイミングで掲載するよう努める。	0	0	人権推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、より一層の男女共同参画の推進を図るため、内容の充実に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	人権推進課に機能を移転し、より一層の男女共同参画の推進を図るため、内容の充実に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	開催方式に応じて啓発方法を検討する等工夫をし、様々な機会を捉え啓発活動を実施していく。	0	0	人権推進課
○				○	【オ】初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	市職員の男女共同参画への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	今後も引き続き、男女共同参画についての理解を深める研修を推進していく。	0	0	教育支援課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策３　多様な性・多様な生き方への理解の促進

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
10	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市が収集し、又は、発行する公文書で性別記載欄がある様式のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除する。 また、市が行事等で行うアンケートについて、性別回答欄を設けないか、又は、参加者の男女比率を把握したい場合においても、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置する。	市が収集し、又は発行する公文書及び市が行事等で実施するアンケートについて、性別記載欄を設けないこととするか、男女比率を把握したい場合は、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置するよう周知を図っている。 （平成15年4月に88件、平成25年7月に追加で2件、平成29年9月に追加で15件の公文書の性別記載欄を廃止した。）	B
11	研修会・講演会等の開催	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会・講演会等による啓発を図る。	実施していない。	D
12	市職員・教職員に対する啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	令和２年度は、性的マイノリティについての理解を深める研修を実施できなかった。	D
			教師向け冊子「こんなときどうする？」の増補版について、特別支援教育コーディネーター研修会で周知するとともに、各種研修会で活用し、改めて理解と対応を促した。	B

施策４　各種団体・事業所との連携

13	男女共同参画に関する市民団体等の活動の支援	男女共生フォーラムの開催などを通じて、男女共同参画に関する市民団体等の活動を支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	D
14	市内事業所等との連携	職場での男女共同参画について理解を深めるため、市内事業所等に向けて啓発や情報提供等を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、企業人権問題研修会の開催を中止したため、啓発資料の配布や情報提供を実施していない。	D
			新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	D
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】性的マイノリティの方に配慮した。	4	必要のない性別記載欄が存在していないか、定期的に確認するよう各課に周知していく。	0	0	人権推進課
						3	男女共同参画研修において、性的マイノリティについての教材を用い、研修を実施する。	0	0	人権推進課
				○	【オ】研修として実施できなかった。	3	性的マイノリティについて理解を深めるため、機会を捉えて研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	さまざまな機会を捉え、さらに啓発活動等を実施していく。	0	0	教育相談センター
						3	人権推進課に機能を移転し、男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場となる事業の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						4	令和３年度については、事業の見直しにより研修会等を中止としているが、男女共同参画をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう内容を検討し、研修会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、6月の男女共同参画週間に男女共同参画パネル展を実施することにより、可能な範囲で、男女共同参画についての周知を図っていく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策５　情報機能の整備・充実

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
15	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書や県・他市の情報を収集し、男女共同参画推進プラザの情報コーナーに設置するとともに、市ホームページ等を利用して情報を提供する。	男女共同参画に関する図書、県・他市の情報を収集し、男女共同参画推進プラザの情報コーナーに設置した。	B

施策６　相談体制の充実

16	女性困りごと相談室の充実	男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合等の相談を受ける女性困りごと相談室の充実を図る。	女性困りごと相談員が市民からの相談に応じた。相談内容に応じて、法律相談や保健センター、警察など適切な相談機関を案内した。 【相談件数】　447件（電話・面談） 【場所・時間】 市役所　毎週月・火・木・金に実施 男女共同参画推進プラザ 第2土曜日　午前10時～午後6時	B
17	各種相談体制の充実	男女共同参画の推進のため、法律相談、女性法律相談、人権相談等の各種相談事業の充実に努める。	各種相談を実施し、以下のとおり実績があった。 ・法律相談（弁護士）109件※8月以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・登記相談（司法書士・土地家屋調査士）19件※9月以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・年金・社会保険・労働相談（社会保険労務士）33件 ・税務相談（税理士）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・行政相談（行政相談委員）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・人権相談（人権擁護委員）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	D

方針２　男女平等教育・学習の推進

施策１　幼児教育・学校教育における推進

18	男女平等教育の推進	学校教育における男女平等教育を一層充実させる。	各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進している。	B
19	男女混合名簿の活用	幼児教育、学校教育において、男女混合名簿の活用を継続する。	保育園の園児の出席簿を男女混合名簿とし、活用している。また、不必要な性別記載は行わない。	B
			各校男女混合名簿を作成している。保健関係等で必要な場合は男女別で作成している。	A
20	男女共修の充実	中学校における技術家庭、保健体育等の男女共修教育の充実に努める。	技術・家庭科は男女共修である。保健体育科で、体力差を考慮する種目の場合には男女別の学習としている。	A
21	性別に捕らわれない生徒指導・進路指導の推進	性別に捕らわれない生徒指導、進路指導、進路選択等の指導や助言を行うよう、進路指導担当者等に対する男女平等の研修の充実を図る。	・生徒指導主任研修会　年3回 ・進路指導主事研修会　年4回 ・保護者対象進路合同説明会　年1回 →中止	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	3	人権推進課に機能を移転し、男女共同参画に関する県・他市の情報を収集、人権推進課の配架棚に設置していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
○	○					3	今後も引き続き、市民の身近な窓口として、様々な相談を受け付ける。 令和3年度からは事業の見直しにより、月・水・金の週3日とし、男女共同参画推進プラザの廃止に伴い土曜日の相談も廃止する。	2,850	2,108	人権推進課
○						2	令和３年度については、事業の見直しにより、当面一部の相談を休止するが、市民の身近な窓口として様々な相談を受け付けられるよう、再開へ向けて検討していく。	1,624	493	人権推進課
○						4	今後も引き続き各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進していく。	0	0	教育支援課
○						4	引き続き実施する。	0	0	保育課
○						4	引き続き継続する。	0	0	教育支援課
○						4	引き続き継続する。	0	0	教育支援課
○						4	卒業学年及び上級学年のみならず、全学年において計画的かつ系統的な進路指導・キャリア教育の推進を図る。	0	0	教育支援課

方針２　男女平等教育・学習の推進

施策１　幼児教育・学校教育における推進

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
22	教職員・保育士を対象とした研修の充実	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、研修体系に男女平等に関する内容を組み込み、意識の高揚を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画研修を実施した。	B
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年3回 ・道徳主任研修会　年2回 ・各教科等主任研修会　年2回	B
23	男女平等に基づいた教材の作成	男女平等の視点に立ち、児童・生徒の発達段階に応じた教材を作成する。	・小学校社会科副読本の見直し、改訂 ・中学校地域教材資料集の見直し、改訂	B

施策２　家庭教育における推進

24	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	男女共同参画に関する家庭教育への支援を推進するために、保護者を対象とした関連講座や情報提供の充実を図る。	子育て支援ネットワーク事業（子育て講座、子育て情報提供事業）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止した。	E
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座等の開催を中止した。	D

施策３　生涯学習における推進

25	生涯にわたる学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画週間講演会及び男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	D
			市内大学の協力の下、各大学の持つ人材・施設を活用するとともに、個々の大学の特性をいかし、専門的で質の高い講座を新座市内大学公開講座として開設した。（令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため,市内三大学のうち十文字学園女子大学のみが実施）	D
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した。	D

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】例年、初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	今後も男女平等に基づいた教育の推進を図るため、男女平等に関する内容を研修に組み込み、意識の高揚を図る。	60	90	教育支援課
○						4	編集委員会で副読本や資料集の内容を見直し、資料の改訂を継続する。	7,401	0	教育支援課
				○	【オ】新型コロナウイルス感染症対策のため中止	2	新型コロナウイルス感染症対策のため、令和３年度も中止する。	0	0	こども支援課
						4	内容を検討しながら、事業を実施していく。	0	88	中央公民館
						3	人権推進課に機能を移転し、男女共同参画に関するイベント等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
	○					2	市内大学公開講座、にいざプラスカレッジ（旧新座市民総合大学）ともに、コロナウイルス感染症拡大防止のため、また、財政非常事態宣言に伴い、事業を休止しているが、今後事態が改善し次第事業を再開予定。	19	0	生涯学習スポーツ課
						3	内容を検討しながら、事業を実施していく。	0	20	中央公民館

方針３　情報化社会における人権意識の啓発

施策１　メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）の向上

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
26	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）向上のための取組	メディアからもたらされる情報を男女共同参画の立場に立って主体的な判断ができるよう、学校、生涯学習の場において、メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）に関する啓発を行う。	メディア・リテラシーに関する図書を閲覧に供した。	B
			スマホ入門講座、パソコン講座 ・講座数　3講座 ・延べ開催回数　7回 ・延べ参加者数　75人	B
27	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	市が発行する広報、刊行物等においては、「男は仕事、女は家事・育児」等の固定的な性別役割分担意識に捕らわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げる。	・職員初任者研修（後期）において、男女の役割や服装等に配慮した刊行物の作成についての講義を行った。 ・広報紙や市ホームページに掲載する記事の文章及びイラストについて、読む人に固定的な役割分担意識を持たせないような表現となるよう配慮した。	B
			広報紙内の文章及びイラストについて、読む人に固定的な性別役割分業意識を持たせないような表現となるよう配慮した。	A

方針４　政策方針決定の場への女性の参画推進

施策１　審議会等への女性の登用促進

28	委員数の男女均等の促進	政策方針決定の場の男女比の不均衡を是正するため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の考え方に基づき、各種審議会等に女性委員を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会等を解消する。 また、女性委員の構成比率の目標を40%以上とし、令和3年度（2021年）までに達成するように努める。	各部長・所属長に対し、審議会等における委員の改選時には、より積極的に女性委員を登用するとともに、内部会議やプロジェクトチーム等の委員についても、女性職員を積極的に登用するよう依頼した。 H31.4.1現在の女性委員の構成比率　34.1% R2.4.1現在の女性委員の構成比率　36.8%	B

施策２　市議会等への参画意識の高揚

29	研修会・講演会等の開催	女性の政治参加を促進するため、研修会・講演会等を開催する。	実施していない。	E
			実施していない。	E

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】特になし	3	中央図書館にて、メディア・リテラシーに関する資料等の収集、配架を行っていく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
○	○					4	今後も引き続き実施していく。	42	262	中央公民館
○						4	今後も引き続き、固定的な役割分担意識に捕らわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げるよう、各課に周知していく。	0	0	人権推進課
○						5	今後も、固定的な性別役割分業意識にとらわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げるよう配慮する。	20,548	21,703	シティプロモーション課
○						4	今後も引き続き、女性の登用促進について協力を依頼する。	0	0	人権推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、埼玉県など関係各課と連携し、講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						2	女性の政治参加を促進する情報を収集し、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館

方針５　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

施策１　男女共同参画行政の推進

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
30	新座市男女共同参画推進条例の周知	研修会・講演会等の開催やパンフレットの配布等により、新座市男女共同参画推進条例の周知を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画週間イベントの開催を中止したため、周知・啓発を実施していない。	D
			実施していない。	D
31	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	男女平等の他、福祉、文化、環境、国際、観光の６つの視点に配慮したまちづくりを推進する。	市民の市政への参画及び市民と市との協働を推進するに当たり、男女共同参画へ配慮することをうたった自治憲章条例について、リーフレットを公共施設へ設置するとともに、成人式で新成人に配布するなどにより、市民に対する周知を図った。	B

方針６　男女共同参画推進プラザの機能の充実

施策１　男女共同参画推進プラザの機能の充実

32	男女共同参画推進プラザ事業の充実	市民と行政が一体となって男女共同参画推進プラザ事業の充実を図る。	男女共同参画週間の周知として、懸垂幕の設置を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により男女共同参画イベント等の開催は中止した。	E

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
						3	人権推進課に機能を移転し、６月の男女共同参画週間に開催する男女共同参画パネル展での掲示やパンフレットの配布等により、条例の普及・啓発に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	適切な掲示場所等を模索していく。	0	0	中央公民館
				○	【オ】特になし	4	今後も機会を捉え、市民に対して条例の周知を図る。	0	0	政策課
						2	男女共同参画推進プラザは廃止となった。	22	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）

基本課題２　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

方針１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援

施策１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
33	研修会・講演会等の開催	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を深めるため､研修会・講演会等を開催する。	実施していない。	E
			パパママ学級を開催し、妊娠・出産期の健康について普及させた。 パパママ学級年4回開催　参加者数　母（実）23人（延）23人　父（実）21人（延）21人	B
			実施していない。	D
34	性に関する教育の推進	学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する。	小学校では保健及び特別活動において、中学校では保健体育科及び特別活動において、性に関する教育を推進した。	B

施策２　妊娠・出産に対する支援の充実

35	子育て支援ホームヘルパー派遣事業の推進	出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助をする。	出産直後の母親のいる家庭で、親戚などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行った。 派遣件数＝27件 派遣日数＝186日 派遣時間＝316時間	B
36	低所得世帯への助産施設入所措置事業の活用	経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を対象に実施している助産制度の周知を図る。	助産施設への入所委託措置件数＝2件	B
37	妊婦健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及を図るとともに、契約医療機関の拡大を推進する。 また、妊婦健康診査時のＨＩＶ抗体検査等の助成を行う。	妊婦健康診査(1回～14回）については、延べ12,827人が受診した。 ＨＩＶ抗体検査1,024件実施 契約医療機関は県内180件、県外605件の計785件。契約助産所は18件。(令和2年11月末現在)契約医療機関以外で妊婦健康診査を受ける方には「助成金」の制度を案内し、契約医療機関で受診した方と同様に負担の軽減を図った。また、妊娠届出時にリーフレットを配布するとともに、保健センター・市役所の2ヶ所で母子保健コーディネーターによる直接面接交付にて助成券について説明を行った。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

啓発										
工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
						3	人権推進課に機能移転し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報収集を行い、講座・講演会等を実施を模索していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
○	○					3	感染予防対策を講じて実施していく。	132	149	保健センター
						3	情報収集を行い、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
○						4	性に関する研修会への教員の積極的な参加を促すことで、具体的な授業の工夫について周知を図る。	0	0	教育支援課
				○	【オ】母子手帳交付時に周知のためのチラシを配布している。	4	引き続き、出産直後の母親のいる家庭で、親戚などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行う。	760	986	こども支援課
				○	【オ】特になし	4	引き続き、対象者には適切に制度が利用できるように対応する。	1,078	2,715	こども支援課
				○	【オ】未契約医療機関での受診希望があった場合、契約を結んでもらえるよう、問い合わせをしている。	4	今後も引き続き実施する	96,422	104,297	保健センター

方針１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援

施策３　生涯にわたる健康支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
38	ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康上の課題に直面するため、各ライフ・ステージに応じた女性の健康づくりを支援する。	・乳がん及び子宮頸がん検診　7,159人	B
39	相談・情報提供体制の充実	保健師、栄養士等による電話や来所相談のほか、精神科医による「精神保健相談」、助産師による「女性の健康相談」を実施し、からだとこころの健康についての相談体制の充実を図る。 また、女性が受診しやすい環境づくりを推進するため、医療機関の女性専門外来に関する情報を提供する。	・成人健康相談　845人 ・女性の健康相談　0人 ・精神保健相談　10人、5回	B

施策４　性と健康をおびやかす問題への対策

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
40	ＨＩＶ/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	ＨＩＶ/エイズや性感染症のまん延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、児童・生徒に対する教育を行う。	妊娠届出時に母子健康手帳を用い感染症について周知した。 また、ＨＩＶ抗体検査、クラミジア抗原検査に対する費用の助成を行った。 ＨＩＶ抗体検査1,024人、クラミジア抗原検査994人が受診した。	B
			小学校では保健、中学校では保健体育科の授業において、エイズや性感染症のまん延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図る学習を実施した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	30代のからだチェックは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	4	今後も引き続き実施する	54,012	50,785	保健センター
			○		令和3年4月より女性の健康相談事業を廃止。	3	今後も引き続き実施する	221	240	保健センター
				○	【オ】妊娠届出時、全ての妊婦に渡している。	4	今後も引き続き実施する	4,344	4,380	保健センター
○						4	研修会などを通して資料や学習方法の周知を図る。	0	0	教育支援課

方針２　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

施策１　配偶者等からの暴力の防止対策と被害者の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
41	研修会・講演会等の開催	ＤＶの根絶に向けて、広く市民に対して意識の啓発を図るとともに、ＤＶが人権侵害であるとの認識を深めるための研修会・講演会等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議の開催を中止した。	D
			新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の開催を中止した。	D
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座等の開催を中止した。	D
			県主催の「ＤＶ防止学校教育関係者向け研修会」の通知を配布し、各学校での研修を促した。中学校の道徳の授業では、異性への正しい理解、人格の尊重について学ぶ機会を設けた。	B
42	ＤＶの防止対策と被害者の支援	ＤＶ防止に向けて、広く市民に対して意識の啓発を図る。 また、『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』を運用し、ＤＶの防止と被害者の支援体制の充実を図る。	・ＤＶ関連図書及び資料の展示を図書館で実施した。（中央図書館：11月　ＤＶに関する図書の特集展示） ・11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて、広報11月号にＤＶ防止の啓発及び相談窓口の周知に関する記事を掲載した。 ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを配布する「パープルリボン運動」を実施した。 ・成人式において、デートＤＶ防止啓発カードを配架した。	B
			実施していない。 （令和元年10月1日から人権推進課に業務を移管）	E
43	加害者教育プログラムに関する情報提供	ＤＶ加害者更生のための教育プログラムに関する情報を提供する。	・ＤＶ加害者の更正に関するチラシを窓口に設置し、情報提供を行った。 ・埼玉県が主催するＤＶ加害者対策研究会（ライブ配信）を受講し情報の収集を行った。	B
			ＤＶ加害者の更生に関する書籍を窓口に設置し、情報提供を行った。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	0	0	人権推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、ＤＶについての情報収集を行い、講座・講演会等を実施していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
○						4	今後も、様々な機会を捉えて、啓発していく。	0	0	教育支援課
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	0	0	人権推進課
				○	【オ】特になし	2	※令和元年10月1日から人権推進課に業務を移管	0	0	こども支援課
○						4	今後も引き続き、チラシ等を設置する。また、県等が主催する研修会に参加し、情報収集に努める。	0	0	人権推進課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	1	人権推進課に機能を移転し、パンフレット等を設置する。また、県等が主催する研修会に職員が参加することにより、情報収集に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）

基本課題３　　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

方針１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

施策１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と情報提供

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
44	研修会・講演会等の開催	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、意識啓発、情報提供を行うとともに、研修会・講演会等を開催する。	実施していない。	E
			実施していない。	D

施策２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けた事業所への働き掛け

45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	労働時間の短縮や育児・介護休業法等の関連法規の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行う。	男性の育児・介護休業取得の促進に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
46	男女共同参画推進に関するアンケート調査の実施	事業所の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、施策に反映させるため、アンケート調査を実施する。	事業所の男女共同参画に関するアンケートを入札参加資格審査申請時に実施した。	B
47	総合評価方式入札における男女共同参画評価項目の活用	事業所等における男女共同参画推進を後押しするため、市が行う総合評価方式の競争入札における「男女共同参画推進」評価項目を活用する。	総合評価方式の競争入札における「多様な働き方実践企業の認定」評価項目について、ガイドラインに定めている。 なお、平成30年度から、評価項目の名称を「男女共同参画推進」から「多様な働き方実践企業の認定」に改めて運用している。	E

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
						3	人権推進課に機能を移転し、関係各課と連携しつつ講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	テーマを考えながら講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	1	中央図書館にて、男性の育児・介護休業取得の促進に関する資料等の収集・閲覧に供する。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	次回は令和4年度に実施する予定。	0	0	人権推進課
					［E］ 新型コロナウイルス感染拡大による発注状況の変化のため、総合評価方式の競争入札による発注に至らなかった。	5	今後も継続して総合評価方式における評価項目とする。また、新たな評価項目の導入等についても検討していく。	0	0	管財契約課

方針１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

施策３　男女ともに働きやすい環境づくりの支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
48	男女問わず家事・育児・介護等へ参画するための啓発	男女問わず家事・育児・介護等へ積極的に参画する家庭づくりを進めるため、啓発に努める。	県や市内で開催する男女共同参画関連のセミナーのチラシやパンフレット等を窓口に設置した。	B
			新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の開催を中止した。	E
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	B
			高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置した。	B
			実施していない。	E
			①育児学級 年7回開催 参加延人数　37人（父親参加延べ人数1人） 育児学級の中で、父親の育児参加について啓発した。 ②健康教育 ・男の料理講習会　中止 ・子ども食育料理教室　中止 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止。	B
49	就労や起業に関する支援	転職や再就職、起業を目指す市民を対象に、労働関係機関等と連携しながら講座等を開催する。 また、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努めるとともに、在宅ワークに関する情報提供などを行う。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	B
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者18人） なお、下記セミナー等については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、開催中止となった。 ・就職準備基礎セミナー ・セカンドキャリアセンター就職支援セミナー ・ジョブスポットしき・ハローワーク朝霞シニア世代対象就職面接会 ・創業塾 また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	D
			実施していない。	D

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	0	0	人権推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、家事・育児・介護等へ積極的に参画することにつながる講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
○	○					4	引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	【児童センター】62,198【地域子育て支援センター】76,187	【児童センター】61,524【地域子育て支援センター】69,499	こども支援課
				○	【オ】特になし	4	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
						1	担当ではないため、今後も実施の予定はない。	0	0	介護保険課
○	○	○				3	①育児学級は内容を一部変更して実施 ②財政非常事態宣言のため休止	① 110 ② 0	①152 ② 0	保健センター
				○	【オ】誰でも閲覧・チラシ等の資料を入手しやすいようにしている。	3	人権推進課に機能を移転し、関係各課と連携しつつ、求人情報等の収集・提供に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
						3	テーマを考えながら講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館

方針２　男性の家事・育児・介護等への参加促進

施策１　男性の家事・育児・介護への参加促進

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
50	研修会・講演会等の開催	家事や育児、介護への関心や興味を高め、参加の促進につながるような研修会・講演会等を開催する。	認知症サポーター養成講座を実施した。	B
			新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等の開催を中止した。	E
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

51	子育て支援に関する情報提供の充実	子育て情報誌や市のホームページ等を活用し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行う。	子育て情報誌を発行し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行った。	B
52	パパママ学級の開催	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に学習できる機会を提供する。 また、地域での仲間づくりの機会を提供し、父母の子育てに対する不安の解消に努める。	パパママ学級を開催し、妊娠・出産期の健康について普及させた。 パパママ学級年4回開催　参加者数　母（実）23人（延）23人　父（実）21人（延）21人	B
53	保育・子育て支援サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、一時保育や病後児保育、放課後児童保育室など安心して子育てできる環境を整備する。また、ファミリー・サポート・センターなど、子どもを地域で支える仕組みや子育て中の人々が精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	【ファミリー・サポート・センター】 援助件数 3,081件 会員登録数 利用会員 1,251人　両方会員 127人 協力会員 283人　合計 1,661人 【地域子育て支援センター】 地域子育て支援センター9か所の運営を委託した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
○				○	【オ】初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	3	平成22年度から実施している。啓発方法として、研修以外の方法も検討する必要が出てきている。	0	0	人事課
						3	人権推進課に機能を移転し、家事・育児・介護等へ積極的に参画することにつながる講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
○	○					4	引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	【児童センター】62,198【地域子育て支援センター】76,187	【児童センター】61,524【地域子育て支援センター】69,499	こども支援課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	引き続き、子育て情報誌を発行し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行う。	0	0	こども支援課
○	○					3	感染予防を講じて実施	132	149	保健センター
○	○					4	引き続き、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターなど、子どもを地域で支える仕組みや子育て中、就労中の人々が保育における精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	【ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ】8,709【地域子育て支援ｾﾝﾀｰ】76,187	【ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ】9,326【地域子育て支援ｾﾝﾀｰ】69,499	こども支援課

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
54	相談体制の充実	家庭において児童を適切に養育するため、また、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉についての相談体制の充実を図る。	公立保育園6園及び山びこ保育園において、子育て電話相談事業を実施した。	C
			家庭児童相談は、家庭児童相談員が電話や家庭訪問、来庁での面接で対応している。また、相談内容によっては、専門機関への紹介及び専門相談員（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士）による相談を行った。 家庭児童相談室相談延件数　6,893件	B
			電話、訪問、面接相談により対応した。	B
			各小・中学校に相談員、新座市教育相談室に教育相談員、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校、集団不適応、いじめ等について、子ども・保護者・教職員からの相談に応え、支援を行った。	A
55	障がいのある子どもへの施策の充実	障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い、共に育ち、学ぶ環境の整備を推進する。 また、養育家庭の育児不安を軽減・解消するため、相談体制の充実を図る。	・育児不安を軽減・解消するためには障がい児通所支援事業所の質の向上が必要と考え、新座市地域自立支援協議会の子ども部会で障がい児支援向上について検討し、事例検討等を実施した。 ・児童発達支援センターで令和２年４月に一般相談を、同年１２月に保育所等訪問支援事業を開始した。	A
			適切な相談活動ができるように、障がい者福祉課、保健センター、教育相談センター等と連携を図り、相談機能の強化を図った。	B
			障がい児の保育に対応するため、保育士の研修を実施。また、発達に遅延等のある園児に対して巡回相談（言語・療育・心理）を実施した。 　巡回相談（言語相談38回 、心理相談24回、療育相談20回）	B
			乳幼児発達相談　12回　47人	A
			実施していない。	D
			国の要綱に基づき、特別支援学級等が設置されている市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（学校給食費や学用品費等）の支給を行った。	B
			育児不安の軽減・解消に資する障がい児通所支援事業所の質の向上のため、新座市地域自立支援協議会の子ども部会で障がい児支援向上について、講演や事例検討等を実施した。	A

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
		○				2	令和２年度中に廃止。	0	0	保育課
		○				4	引き続き専門機関との連携を図り、相談事業を行う。	12,592	16,178	こども支援課
				○	【オ】特になし	4	引き続き実施する。	0	0	保健センター
○						4	今後も相談員の研修会を実施し、様々な問題に対応できる力を育成するため、相談体制等の情報の共有を密にしていく。	39.528	41.237	教育相談センター
	○					4	子ども部会で定期的に会議を実施し、更なる支援体制の充実を目指し、併せて相談支援機能の充実を検討する。	79,232	84,273	障がい者福祉課 児童発達支援センター
		○				4	引き続き専門機関との連携を図り、相談事業を行う。	12,592	16,178	こども支援課
	○					4	引き続き実施する。 巡回相談については、公立保育園に限らず、法人保育園、小規模保育施設においても実施する。	1,640	1,880	保育課
				○	【オ】特になし	4	今後も引き続き実施する。	660	660	保健センター
				○		1	法的な設置にかかわらず、障がいのある児童の程度などを検討のうえ、バリアフリー整備を実施していく。	0	0	教育総務課
		○				4	今後も引き続き実施する。	小学校 2,530 中学校 1,833	小学校 3,521 中学校 2,765	学務課
	○					4	子ども部会で定期的に事例検討や研修を行い、福祉と学校との連携を図り、更なる支援体制の充実を目指す。	0	0	教育相談センター

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
56	育児中の親の再就職支援	就業を希望する育児中の親のために、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努める。 また、転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催する。	県等と連携し、在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者18人）を開催した。 就職準備基礎セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。 ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 また、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B

施策２　ひとり親家庭等への就労支援

57	相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭等の父母に対する就業を促進するための情報提供や相談等を行う。	母子・父子相談件数 生活援護相談　166件 自立援助相談　473件	B
			県等と連携し、在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者18人）を開催した。 就職準備基礎セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。 ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 また、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B

施策３　介護・障がい者サービスの整備・充実

58	介護保険事業の周知・啓発	介護の負担を家族、特に女性に集中させることなく社会全体で支えるため、介護保険制度の周知・啓発を図る。	介護保険制度に関するパンフレットを作成し、介護保険課、長寿はつらつ課窓口等への設置により、制度の普及啓発を図った。 市広報等で介護保険制度の周知を図った。	B
59	相談・情報提供体制の充実	生活全般にかかわる様々な問題についての相談や、保健・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障がい者の地域での生活を援助する。	高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置するとともに関係機関に配布した。	B
			高齢者相談センターの運営	B
			障がい福祉に関わる総合的な相談窓口となる相談支援事業の一部を、市内2法人へ引き続き委託した。また、総合的な相談・情報提供体制を整備するため、2か所に基幹相談支援センターを令和2年10月に設置した。	A

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
○		○				4	関連する研修の受講を含め、相談体制の充実を図る。	0	0	こども支援課
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努め、在宅ワークも含めた情報収集を行う。	0	0	経済振興課
○						4	引き続き制度の普及啓発に努める。	1,012	1,185	介護保険課
				○	【オ】特になし	4	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
○	○					4	引き続き体制の充実に努める。	199,420	209,970	介護保険課
	○					5	総合的な相談窓口となる基幹相談支援センターと連携し、相談・情報提供体制の向上を図る。	15,742	20,944	障がい者福祉課

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策３　介護・障がい者サービスの整備・充実

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
60	在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるように、ニーズを踏まえたきめ細やかな在宅サービスの提供に努める。	高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置した。	B
			実施していない。	E
			ニーズを踏まえた在宅サービスの内容を検討する特定相談支援事業所について、新座市地域自立支援協議会の相談支援部会で相談技術の向上を図った。 また、特定相談支援事業所の人材育成を行う基幹相談支援センターを令和2年10月に2か所設置した。	A

施策４　労働時間の短縮等就業条件の整備

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
61	「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
62	労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図る。 また、ノー残業デーの推進に努める。	毎週水曜日にノー残業デーを実施し、庁内放送等により職員に周知を図るとともに、8月及び1月にノー残業ウィークを実施した。 また、本庁安全衛生委員会において、ノー残業デーの職場巡視を4回（6・9・11・2月に各1回ずつ）実施し、啓発を図った。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
63	病気休暇の保障の推進	有給の病気休暇制度の導入及びその取得の保障等について、事業所等に対する啓発を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】特になし	4	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
						1	独自サービスは実施していない。	0	0	介護保険課
○	○					5	基幹相談支援センターの事業や相談支援部会の活動を通して相談技術の向上を目指す。	35,209	36,793	障がい者福祉課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
	○			○	【オ】職場巡視を行うことで、職員への更なる意識啓発を図っている。また、平成26年度から、所属長が、終業前に配下職員から超過勤務の有無について報告を受け、超過勤務を行う職員については、所属長が業務内容を精査し、不要不急の超過勤務は行わないよう指導することを徹底した。	4	今後も引き続きノー残業デー及びノー残業ウィークの周知を図るとともに、本庁安全衛生委員会による職場巡視を実施していく。	0	0	人事課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

基本課題４　　女性の職業生活における活躍の推進

方針１　女性の経済的自立に向けた取組

施策１　女性の就労支援

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
64	研修会・講演会等の開催	女性の就労をサポートするため、就労に有効な資格の取得等に関する情報を提供する。また、転職、再就職支援のための研修会・講演会等を開催する。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	B
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・在宅ワーカー育成セミナー（1回／参加者18人） なお、下記セミナー等については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、開催中止となった。 ・就職準備基礎セミナー ・セカンドキャリアセンター就職支援セミナー ・ジョブスポットしき・ハローワーク朝霞シニア世代対象就職面接会 ・創業塾 また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	D
			実施していない。	D
65	資格・技能情報の提供	適性に見合った職業選択、有効な資格・技能等の取得ができるよう、様々な情報を市民に提供する。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策２　女性のチャレンジ支援策の推進

66	研修会・講演会等の開催	女性が新しい発想や多様な能力を発揮することができるよう、様々な分野での女性のチャレンジを支援するための研修会・講演会等を開催する。	実施していない。	E
			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座等の開催を中止した。	D
67	男女賃金格差等の解消に向けての啓発	性差による昇進や賃金の格差是正に向け、事業所等に啓発を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、企業人権問題研修会の開催を中止したため、啓発資料を配付していない。	D
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
68	相談・情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、各種相談、情報提供体制の充実を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】誰でも閲覧・チラシ等の資料を入手しやすいようにしている。	3	人権推進課に機能を移転し、県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシを配架する。関係各課と連携しつつ求人情報の提供等に努めるとともに、講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
						3	資格の取得等の情報収集し、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
						3	人権推進課に機能を移転し、埼玉県や関係各課と連携し、講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	講座の開催について検討していく。	0	83	中央公民館
						4	令和３年度については、事業の見直しにより研修会等を中止とするが、様々な機会を見つけて啓発を行っていく。	0	0	人権推進課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

方針１　女性の経済的自立に向けた取組

施策３　パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件の向上

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
69	「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知	パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件が向上するよう、「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
70	男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方を見直すため、各種団体と連携して啓発に努める。	実施していない。	E
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策４　自営業、農業等における男女共同参画の推進

71	自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるように、各種団体と連携して啓発に努めるとともに、家族経営協定の周知などの情報提供を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

方針２　職場における男女の均等待遇の整備

施策１　ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進

72	方針決定の場への女性の参画促進	女性の役員等への登用を進めるため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）に関する情報を幅広く提供する。	方針決定の場への女性の参画促進に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
73	市の女性職員の管理職への登用	市政運営における男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を推進する。 また、研修等を充実させ、人材育成を推進する。	第４次新座市特定事業主行動計画において、女性管理職への登用率を定め、推進している。	B
74	管理職を目指す市の女性職員に対する指導及び相談体制の充実	管理職を目指す市の女性職員に対して、現役の女性管理職員が指導するとともに、相談体制の充実を図る。	彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する女性職員のキャリアデザインに関する研修に職員を派遣できなかった。	D

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
						3	人権推進課に機能を移転し、関係各課と連携しつつ講座・講演会等の実施を検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	3	中央図書館にて、政策方針決定の場への女性の参画促進に関する啓発に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	引き続き、特定事業主行動計画における女性管理職の登用率向上を推進するとともに、女性職員のキャリアアップに関する研修等を実施する。	0	0	人事課
			○			4	女性職員のキャリアアップに関する研修等を実施する。	0	0	人事課

方針２　職場における男女の均等待遇の整備

施策２　男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
75	男女共同参画を阻害するハラスメント防止のための啓発推進	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメントの防止のため、事業所等に啓発を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策３　労働相談体制の充実

76	相談・情報提供体制の充実	職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談や情報提供体制の充実を図る。	各種相談を実施し、以下のとおり実績があった。 ・法律相談（弁護士）109件※8月以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・登記相談（司法書士・土地家屋調査士）19件※9月以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・年金・社会保険・労働相談（社会保険労務士）33件 ・税務相談（税理士）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・行政相談（行政相談委員）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・人権相談（人権擁護委員）※年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	D
			職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						2	令和３年度については、事業の見直しにより、当面一部の相談を休止するが、市民の身近な窓口として様々な相談を受け付けられるよう、再開へ向けて検討していく。	1,624	493	人権推進課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	3	中央図書館にて、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題に関する啓発に努める。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

基本課題５　　男女共同参画のための生活環境づくり

方針１　地域・社会活動への参画促進

施策１　高齢者、障がい者の社会参加の促進

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
77	研修会・講演会等の開催	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、社会参加活動を促す研修会・講演会等を開催する。	にいざの元気推進員フォローアップ講座を実施した。 認知症サポーター養成講座を実施した。	B
			福祉の里で、絵画や陶芸、カラオケなどの講座・教室を開催した。	B
78	雇用・就労の推進	地域の中で自立と社会参加を促進するため、高齢者、障がい者の就労支援の総合的な推進体制を整備する。	シルバー人材センターへの助成 会員数　2,028人 （女性　759人、男性　1,269人）	B
			就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する相談を受け、個々の状況に応じた支援を行った。 就労者については、就業先を訪問し、永く就労が続くよう支援を行った。 また、庁内実習を行い社会参加を促進するとともに、就労を目指した企業実習を行い、障がい者雇用の理解を深めた。 さらに、登録者の余暇活動を支援する「ゆめさくら事業」を実施した。 ・就労者数　172人 ・職場定着支援企業数　143社 ・職場定着支援等訪問回数　189回（延べ件数） ・実習者数　581人（延べ人数） ・ゆめさくら事業　1回実施、参加者14人	B

施策２　多言語に対応した生活環境の整備

79	研修会・講演会等の開催	外国語の学習会、国際情報の講演会、異文化に関する研修会・講演会等を開催する。	異文化理解講座 ・講座数　1講座 ・延べ開催数　1回 ・延べ参加者　25人	B
80	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	日常生活において必要な情報をふりがな付きの日本語のほか、外国語による表記を行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進する。	・外国籍市民のための生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」（日本語、英語、中国語、ベトナム語。）の配布。 ・市ホームページ「外国人の皆さんに役立つ情報」及び「外国人のみなさんへ　新型コロナウイルス感染症の情報」（やさしい日本語）の内容更新。	B

施策３　ボランティア等自主的活動への支援

81	女性団体等のネットワークづくり	男女共生フォーラムの開催などを通じて、女性団体等の活動やネットワークづくりを支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	E
82	男女共同参画に関する自主的活動への支援	男女共同参画に関する理解を深めるために活動している市民に対し、支援を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、男女共同参画週間イベントの開催を中止した。	E

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
○				○	オ：にいざ元気推進員フォローアップ講座については、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の講演会を実施することができなかったため、オンラインで実施をした。 認知症サポーター養成講座については、例年、各部局の当該年度新規職員を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	5	新しい生活様式に基づいた社会参加の促進、地域活性化を目指す。 小・中学校への講座を推進するとともに、サポーターのいる企業等の拡充も推進する。	503	1,824	介護保険課
○	○					3	費用対効果及びスクラップアンドビルドの観点から講座全体の見直しを図り、より充実した内容での実施を目指す。	2,654	2,530	障がい者福祉課
				○	【オ】特になし	4	引き続きシルバー人材センターに対し、助成を行う。	17,615	18,626	長寿はつらつ課
○						4	今後も継続して障がい者の就労支援を行う。	8,850	9,980	障がい者福祉課
○						4	今後も引き続き講座の開催について検討していく。	10	291	中央公民館
				○	【オ】多言語による情報提供のため、男女共同参画に係る工夫点は、特になし。	5	生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」及び市ホームページ「外国人の皆さんに役立つ情報」などの内容更新を図り、外国籍市民にとって、より分かりやすい情報を提供する。	0	0	地域活動推進課
						3	人権推進課に機能を移転し、男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場の提供方法について検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）
						3	人権推進課に機能を移転し、男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場の提供方法について検討していく。	0	0	人権推進課（男女共同参画推進プラザ）

基本課題６　　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

方針１　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

施策１　防災対策における女性の参画拡大

事業No.	事業名	事業内容	令和２年度の具体的な取組	所管課評価
83	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図る。	防災会議委員については、災害対策基本法第16条第6項に基づき、関係機関が指定されていることから、新座市防災会議条例では、市職員数を多く規定し、災害対策本部員以外の女性職員を登用した。	C
84	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性の意見が適正に反映されるよう努めるとともに、女性リーダーの育成を図る。	各自主防災会長が会員となっている新座市防災組織連絡協議会において、組織の役員に女性を登用するように打診を行うとともに、避難所運営における女性の視点の必要性について、周知を図った。	C

施策２　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

85	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	災害時における避難所の運営や備品の確保など、女性の視点を取り入れた防災対策を進める。また、男女双方の視点に立った防災対策の重要性について、周知・啓発を図る。	災害時、配慮が必要な方が避難する際に提供する福祉避難スペースの確保として、妊産婦への配慮のほか、女性更衣室等にも使用できるよう、避難所における個室を確保するとともに、避難所ごとに施設利用計画の作成に努めた。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	２年度決算額	３年度予算額	
				○	【オ】市職員のうち女性職員の積極的な登用	3	防災会議委員については、町内会連合会や医師会等、現在参画していない機関に対しても参画を促すべきとの意見がある。また、防災対策は、関係機関において重要な案件であるため、相応の権限を持った者の参画が望ましい背景もあいまって、女性の参画拡大については、限界である。	0	0	危機管理課
○						3	他市の女性による活動事例を研修会等の機会に示したり、講座等を検討していく。	0	0	危機管理課
		○				4	指定避難所となっている私立大学等においても、更に理解していただけるよう努める。	0	0	危機管理課

参 考 資 料

令和２年度男女共同参画推進プラザ事業報告

１　男女共生フォーラム２０２０

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である６月２３日（火）から２９日（月）まで、内閣府が主唱する「男女共同参画週間」であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催してきたフォーラムを中止とした。

⑴　ワークショップ

市内の女性団体及び男女共同参画関連団体の活動の発表の機会と交流の場を提供し、多くの市民の皆さんに男女共同参画について理解を深めてもらうため、以下の内容で実施するもの。

・展示ぷらざ

３階ギャラリーにおいて各団体のブースを設置し、活動内容の展示を行ったり、男女共同参画推進プラザ主催でパネル展示を行う。

→令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

・パフォーマンスぷらざ

４階多目的室において各団体が読み聞かせ、合唱等の発表を行う。

→令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

・学びのぷらざ

３階会議室１において団体が自主的にテーマ、形式を設定した公開研修を行う。

→令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

・交流ぷらざ

情報交流コーナーにおいて、交流型ワークショップを行うもの。

→令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

⑵　講演会

→令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

２　男女共同参画関連講座

講座を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

３　男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」の発行

男女共同参画に関する諸情報を幅広く市民に提供し、市民の認識と理解を深めるため、年２回（１０月、３月）発行するものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した。

４　パープルリボンキャンペーン

埼玉県男女共同参画推進センターで、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月１２日～２５日）を中心に実施しているキャンペーンであり、パープルリボンをモチーフにしたタペストリーを来館する県民に御協力いただいて制作・展示し、ＤＶ防止のための啓発を行うもの。希望する市町村の男女共同参画推進センター及びＤＶ防止担当課が合同でタペストリーを制作し、全県でＤＶ防止の運動を展開している。例年新座市もタペストリー制作に参加していたが、令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加しなかった。

新座市の審議会等における女性の登用状況比較表

名　　称	所　　管	R3.4.1現在 委員数内訳 女性	R3.4.1現在 委員数内訳 男性	R3.4.1現在 委員数内訳 合計	R3.4.1現在 女性の比率	R2.4.1現在 委員数内訳 女性	R2.4.1現在 委員数内訳 男性	R2.4.1現在 委員数内訳 合計	R2.4.1現在 女性の比率	増減 委員数 女性	増減 委員数 男性	増減 委員数 合計	増減 女性の比率
新座市教育委員会	（教育総務課）	2	2	4	50.0%	2	2	4	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市選挙管理委員会	（選挙管理委員会事務局）	0	4	4	0.0%	0	4	4	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市公平委員会	（公平委員会事務職員）	1	2	3	33.3%	1	2	3	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市監査委員	（監査委員事務局）	1	1	2	50.0%	1	1	2	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市農業委員会	（農業委員会事務局）	2	12	14	14.3%	2	12	14	14.3%	0	0	0	0.0%
新座市固定資産評価審査委員会	（固定資産評価審査委員会書記）	0	3	3	0.0%	0	3	3	0.0%	0	0	0	0.0%
（行政委員会）	**6　機関**	**6**	**24**	**30**	**20.0%**	**6**	**24**	**30**	**20.0%**	**0**	**0**	**0**	**0.0%**
新座市総合計画審議会	（政策課）	9	10	19	47.4%	9	10	19	47.4%				
新座ブランド認定審査会	（シティプロモーション課）												
新座市観光都市にいざビジョン等審議会	（シティプロモーション課）												
新座市表彰審査会	（総務課）	0	7	7	0.0%	0	9	9	0.0%	0	-2	-2	0.0%
新座市行政不服審査会	（総務課）	1	2	3	33.3%	1	2	3	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市情報公開・個人情報保護審議会	（総務課）	4	5	9	44.4%	4	6	10	40.0%	0	-1	-1	4.4%
新座市情報公開・個人情報保護審査会	（総務課）	1	3	4	25.0%	1	4	5	20.0%	0	-1	-1	5.0%
新座市資産等公開審査会	（総務課）	3	1	4	75.0%	3	2	5	60.0%	0	-1	-1	15.0%
新座市特別職報酬等審議会	（人事課）												
新座市公務災害補償等認定委員会	（人事課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市男女共同参画審議会	（人権推進課）	6	4	10	60.0%	7	3	10	70.0%	-1	1	0	-10.0%
新座いじめ問題再調査委員会	（人権推進課）												
新座市防災会議	（危機管理課）	11	31	42	26.2%	12	30	42	28.6%	-1	1	0	-2.4%
新座市国民保護協議会	（危機管理課）	4	36	40	10.0%	5	35	40	12.5%	-1	1	0	-2.5%
新座市商工委員会	（経済振興課）	3	14	17	17.6%	4	14	18	22.2%	-1	0	-1	-4.6%
新座市環境審議会	（環境対策課）	4	4	8	50.0%	5	4	9	55.6%	-1	0	-1	-5.6%
新座市空家等対策協議会	（交通防犯課）	1	10	11	9.1%	0	11	11	0.0%	1	-1	0	9.1%
新座市地域公共交通会議	（交通防犯課）	4	16	20	20.0%	5	15	20	25.0%	-1	1	0	-5.0%
新座市放置自動車廃物判定委員会	（交通防犯課）	2	4	6	33.3%	2	4	6	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市民生委員推薦会	（福祉政策課）	3	4	7	42.9%	3	4	7	42.9%	0	0	0	0.0%
新座市地域福祉計画推進委員会	（福祉政策課）	6	10	16	37.5%	7	9	16	43.8%	-1	1	0	-6.3%
新座市障がい者施策委員会	（障がい者福祉課）	6	16	22	27.3%	8	13	21	38.1%	-2	3	1	-10.8%
新座市障がい支援区分認定審査会	（障がい者福祉課）	13	7	20	65.0%	13	7	20	65.0%	0	0	0	0.0%
新座市地域自立支援協議会	（障がい者福祉課）	12	8	20	60.0%	12	8	20	60.0%	0	0	0	0.0%
新座市子ども・子育て会議	（こども支援課）	9	8	17	52.9%	10	7	17	58.8%	-1	1	0	-5.9%
新座市児童福祉審議会	（保育課）	4	4	8	50.0%	4	4	8	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市介護認定審査会	（介護保険課）	22	33	55	40.0%	21	34	55	38.2%	1	-1	0	1.8%
新座市介護保険事業計画等策定委員会	（介護保険課）	5	8	13	38.5%	4	13	17	23.5%	1	-5	-4	15.0%
新座市国民健康保険運営協議会	（国保年金課）	7	8	15	46.7%	8	7	15	53.3%	-1	1	0	-6.6%
新座市休日歯科応急診療所運営委員会	（保健センター）	2	7	9	22.2%	2	7	9	22.2%	0	0	0	0.0%
新座市民健康づくり推進協議会	（保健センター）	8	9	17	47.1%	8	9	17	47.1%	0	0	0	0.0%
新座市自殺対策推進協議会	（保健センター）	4	11	15	26.7%	5	10	15	33.3%	-1	1	0	-6.6%
新座市都市計画審議会	（まちづくり計画課）	5	8	13	38.5%	4	9	13	30.8%	1	-1	0	7.7%
新座市景観審議会	（まちづくり計画課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市ホテル等審査会	（建築開発課）	2	5	7	28.6%	2	5	7	28.6%	0	0	0	0.0%
新座市建築紛争調停委員会	（建築開発課）	2	3	5	40.0%	2	3	5	40.0%	0	0	0	0.0%
新座市建築審査会	（建築開発課）	1	4	5	20.0%	1	4	5	20.0%	0	0	0	0.0%
新座市緑化推進協議会	（みどりと公園課）	3	9	12	25.0%	3	9	12	25.0%	0	0	0	0.0%

名　　称	所　　管	R3.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	R2.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	増減 委員数 女性	男性	合計	女性の比率
新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理審議会	（新座駅北口土地区画整理事務所）	0	9	9	0.0%	0	9	9	0.0%	0	0	0	0.0%
大和田二・三丁目地区土地区画整理審議会	（大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所）	1	6	7	14.3%	1	6	7	14.3%	0	0	0	0.0%
新座市水道事業審議会	（水道業務課）												
新座市青少年問題協議会	（生涯学習スポーツ課）	7	12	19	36.8%	7	12	19	36.8%	0	0	0	0.0%
新座市文化財保護審議委員会	（生涯学習スポーツ課）	0	6	6	0.0%	0	7	7	0.0%	0	-1	-1	0.0%
新座市社会教育委員会議	（生涯学習スポーツ課）	4	6	10	40.0%	4	6	10	40.0%	0	0	0	0.0%
新座市公民館運営審議会	（中央公民館）	9	3	12	75.0%	10	2	12	83.3%	-1	1	0	-8.3%
新座市立図書館協議会	（中央図書館）	7	3	10	70.0%	7	3	10	70.0%	0	0	0	0.0%
新座市入学準備金・奨学金貸付審査委員会	（学務課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市立学校通学区域検討委員会	（学務課）	4	11	15									
新座市いじめ問題対策連絡協議会	（教育相談センター）	4	11	15	26.7%	11	4	15	73.3%	-7	7	0	-46.6%
新座市いじめ問題対策審議会	（教育相談センター）	3	3	6	50.0%	3	3	6	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市就学支援委員会	（教育相談センター）	19	12	31	61.3%	18	13	31	58.1%	1	-1	0	3.2%
（執行機関の附属機関）	51　機関	225	406	631	35.7%	236	391	627	37.6%	-11	15	4	-1.9%
合　　計		231	430	661	34.9%	242	415	657	36.8%	-11	15	4	-1.9%

事業者に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」集計結果

令和3年3月報告

実施時期	令和2年11月	
実施対象	指名業者登録（2年ごと）を申請する事業所	
回答	【総数】 492件	
質問内容	1　業種区分 2　従業員 3　女性従業員活用の取組について 4　仕事と家庭の両立支援の取組について	5　セクシュアル・ハラスメント防止の取組について 6　パワー・ハラスメント防止の取組について 7　男女共同参画社会実現に向けての意見・要望
その他	・調査年によって、調査項目を設けていないものがある ・各年回答数　平成19年　2，068件、平成21年　1，019件、平成23年　856件、平成25年　777件、平成27年　817件、平成28年　587件、平成30年603件 ※　本市が平成21年から埼玉県の電子入札共同システムに参加したため、市に直接登録申請をする業者が減少し、アンケート回答数も減少した。	

1 業種区分

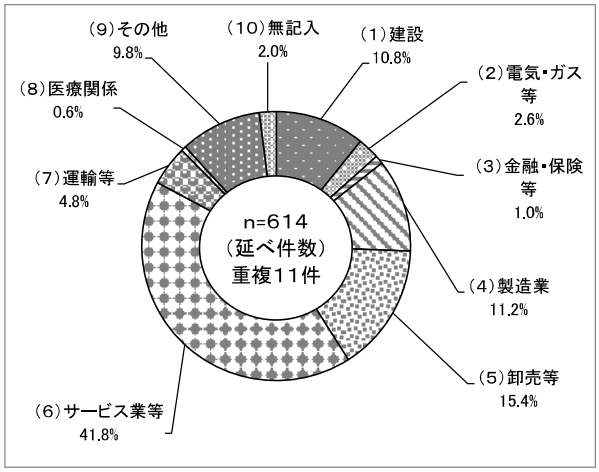

(1)　建設　54件（10．8%）
(2)　電気・ガス等　13件（2．6%）
(3)　金融・保険等　5件（1．0%）
(4)　製造業　56件（11．2%）
(5)　卸売等　77件（15．4%）
(6)　サービス業等　209件（41．8%）
(7)　運輸等　24件（4．8%）
(8)　医療関係　3件（0．6%）
(9)　その他　49件（9．8%）
(10)　無記名　10件（2．0%）

2 従業員数区分

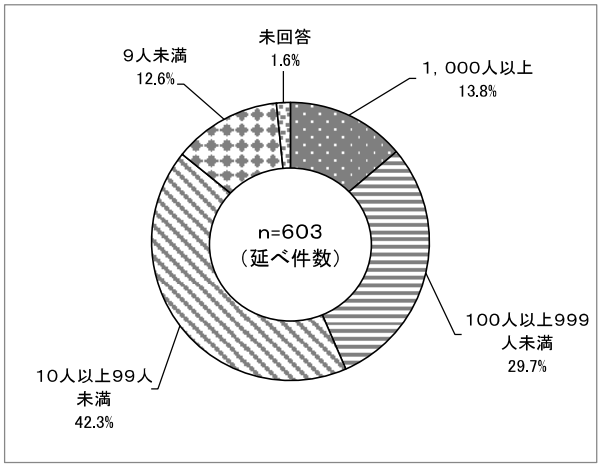

(1)　従業員数1，000人以上
　68社（13．8%）
(2)　従業員数100人以上999人未満
　146社（29．7%）
(3)　従業員数10人以上99人未満
　208社（42．3%）
(4)　従業員数9人未満
　62社（12．6%）
(5)　未回答　8社（1．6%）

3 従業員

※常時雇用：期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用
臨時・パート労働者等で、回答日前2か月に各18日以上雇用
役員で常時勤務して毎月給与の支払いを受けている
上記に該当する他からの出向者（他への出向者は除く）

【1】常時雇用の従業員のうち、女性の割合

前回調査と比べると、「10～50%未満」の事業者に減少が見られるが、大きな変化は見られない。

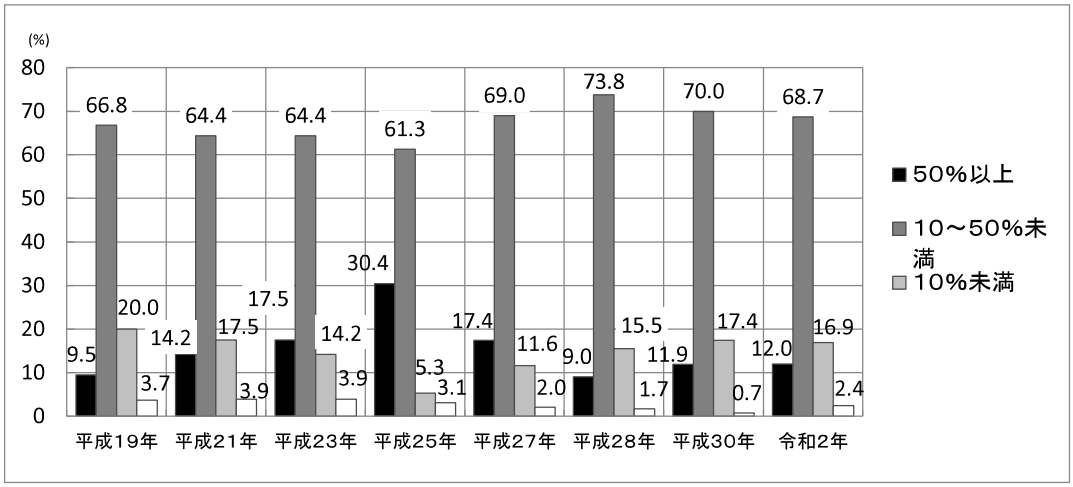

【2】正規・非正規従業員の男女内訳

前回調査と比べると、女性の正規従業員が増加し、5割に近付いている。

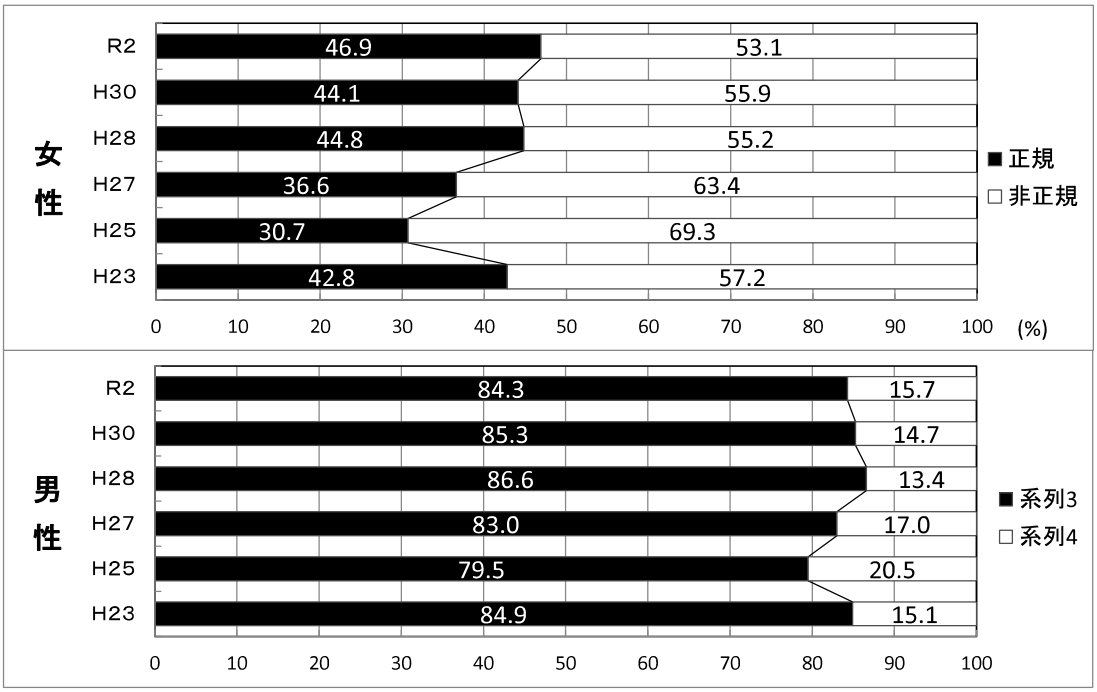

【3】管理職員のうち女性の割合

従業員数が少ない事業者は従業員数が多い事業者に比べて、女性管理職員の割合が高い。「従業員数100人以上999人以下」の事業者においては、女性管理職員が減少したが、「従業員数1，000人以上」の事業者は大きく増加している。

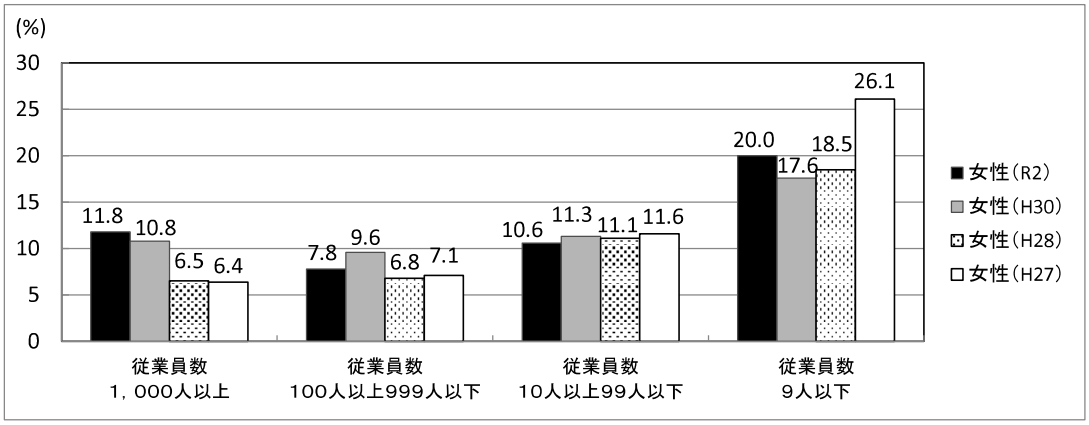

【4】役員のうち女性の割合

従業員数が少ない事業者ほど女性役員の割合が高くなっている。

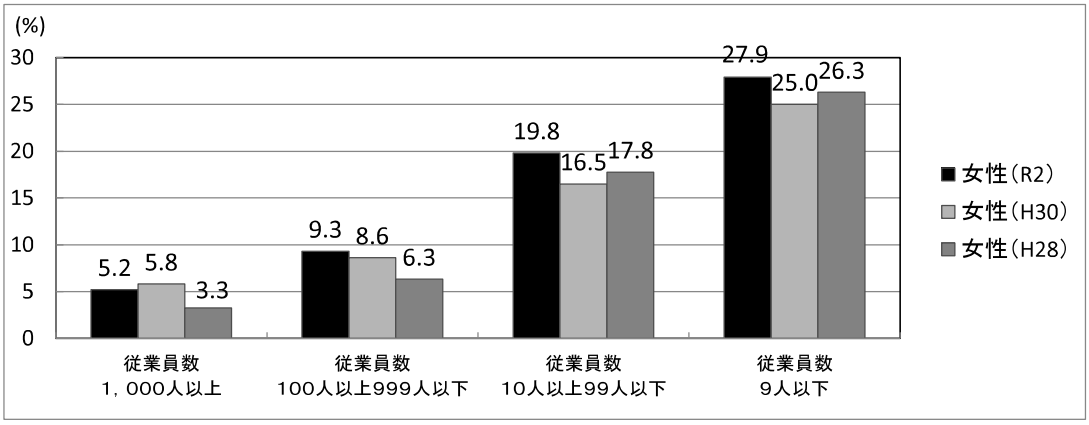

4 女性従業員活用の取組について

【1】取組別実施状況　：　(1)から(7)の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、どの取組においても、実施率が増加している。なお、「性別を問わない採用、昇進等」の実施率が最も高い。

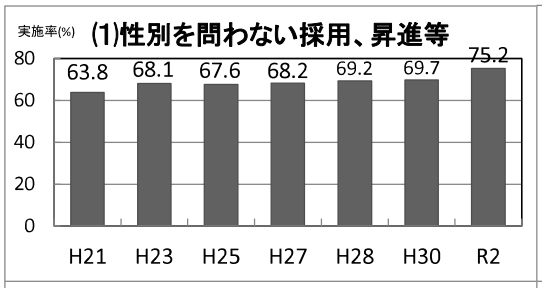

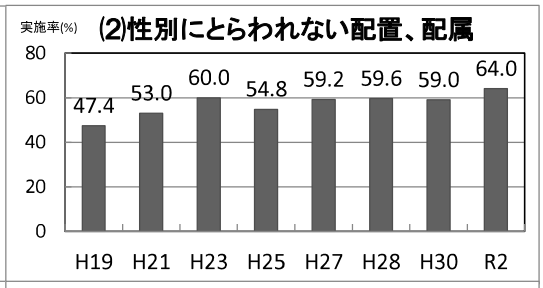

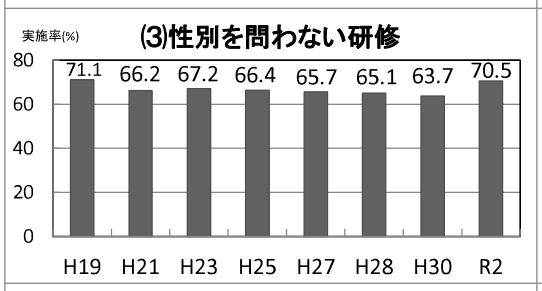

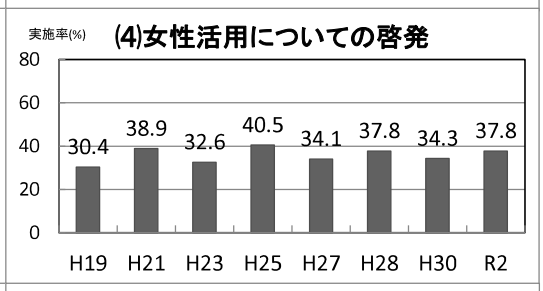

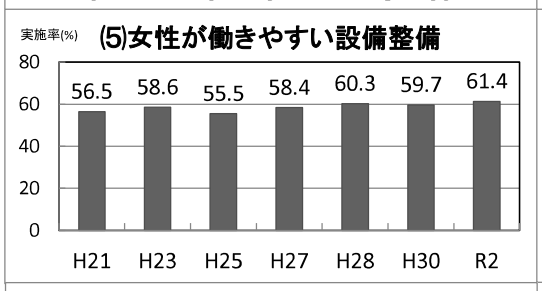

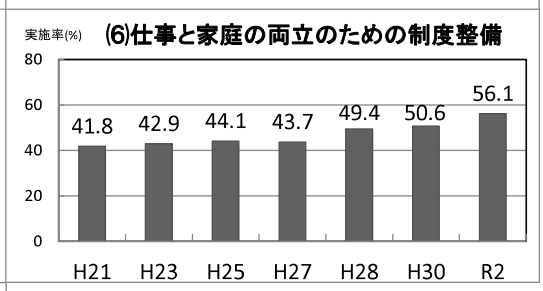

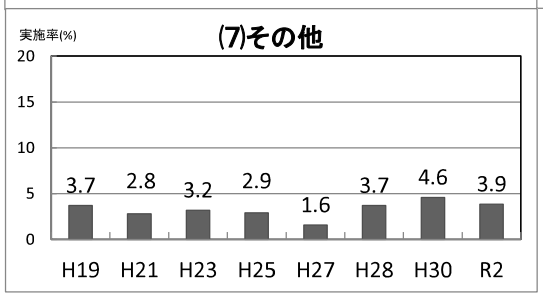

※「その他」の具体的取組（抜粋）

・次世代人材育成に資するタレントマネジメントプログラムを刷新し、女性従業員の幅広い層から有望人材を選出。社外研修派遣や社内キャリアコーチによるアセスメント・コーチング、グループメンタリングなどを通じた育成を開始した。
・イクボス宣言に参加し、ワークライフバランスを重視した運営を心掛けている。
・女性社員の総合職への職種転換を積極的に行っている。
・育児休業期間においても希望者に対して、在宅勤務の機会を提供している。
・女性が中心となって社内外のことに取り組むチームがある。
・男女の差異なく、雇用形態（時間・日数）は個別に相談し、柔軟に対応している。
・女性活躍推進法に基づき行動計画を立て女性活躍を推進している。
・厚生労働省　えるぼし認定取得
・在宅ワークを基本としている。
・生理休暇、母性健康管理のための休暇等、女性の健康に配慮した休暇を認めている。
・男女共同参画　一般事業主行動計画の策定と推進

【2】各事業者の実施状況： (1)から(7)の取組のうち、いくつ実施しているか。

過去の調査と比べると、「1つ」、「2つ」実施している事業者が減少し、「6つ」実施している事業者が増加している。

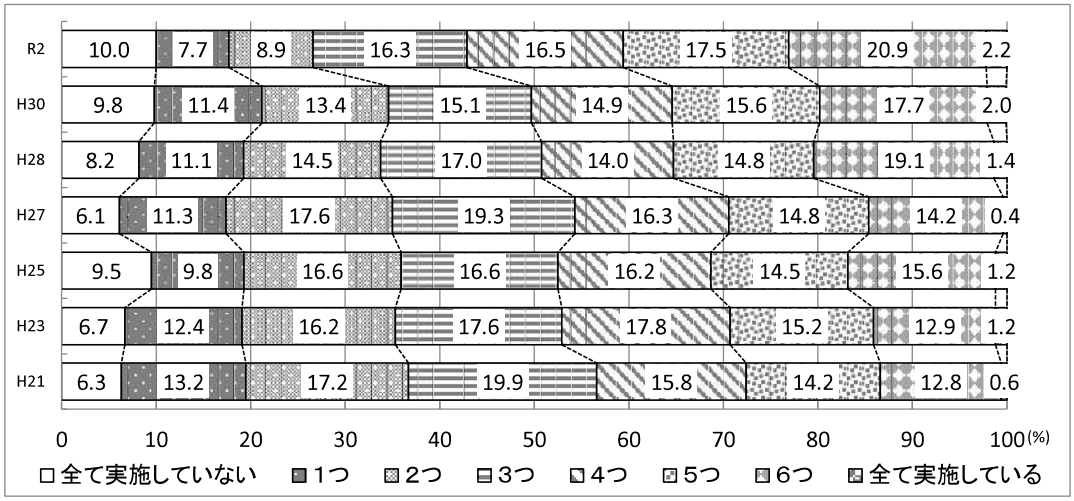

【3】従業員数別の実施状況： (1)から(7)の取組のうち、いくつ実施しているか。

従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

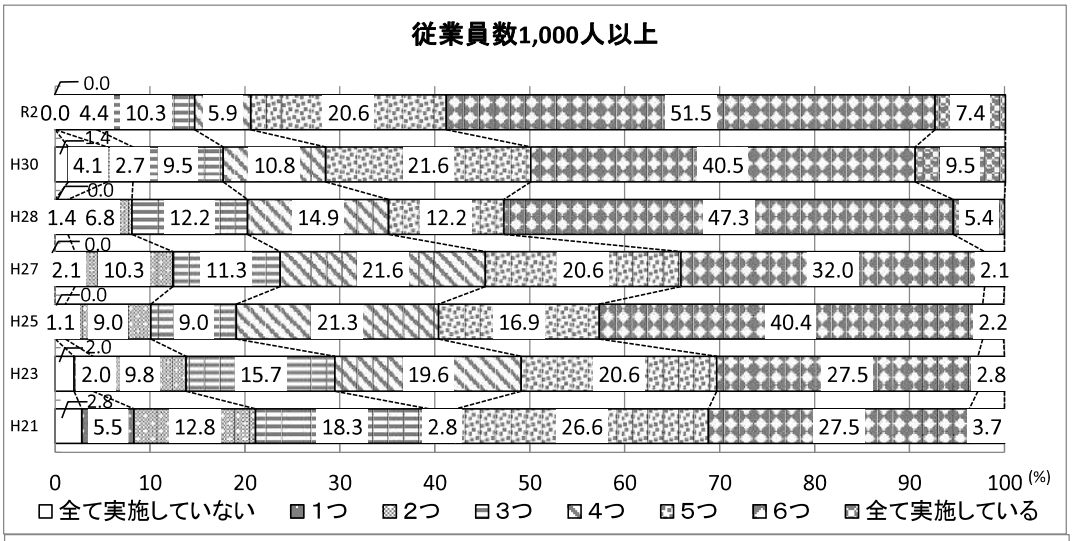

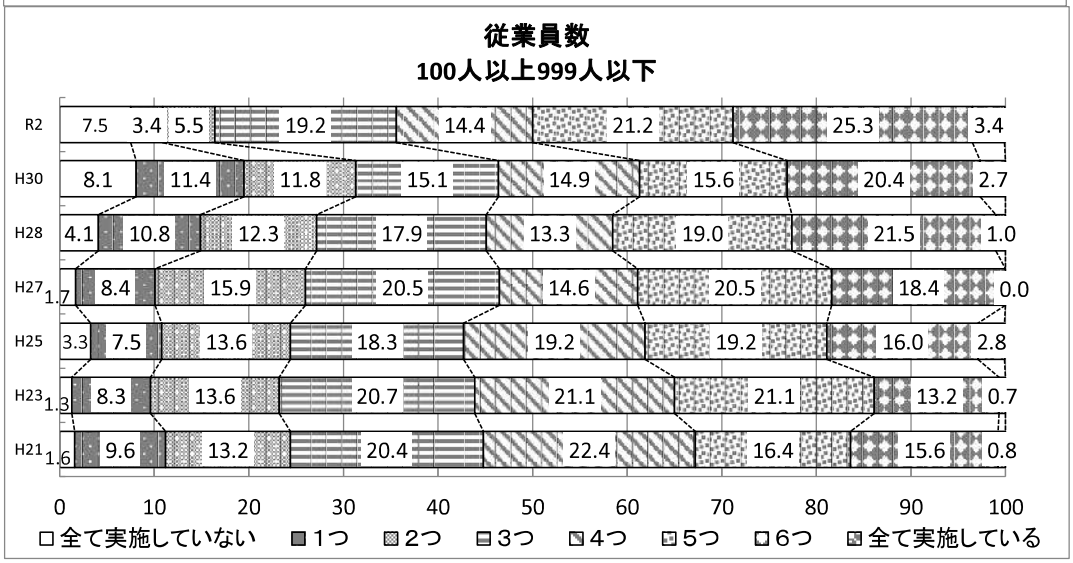

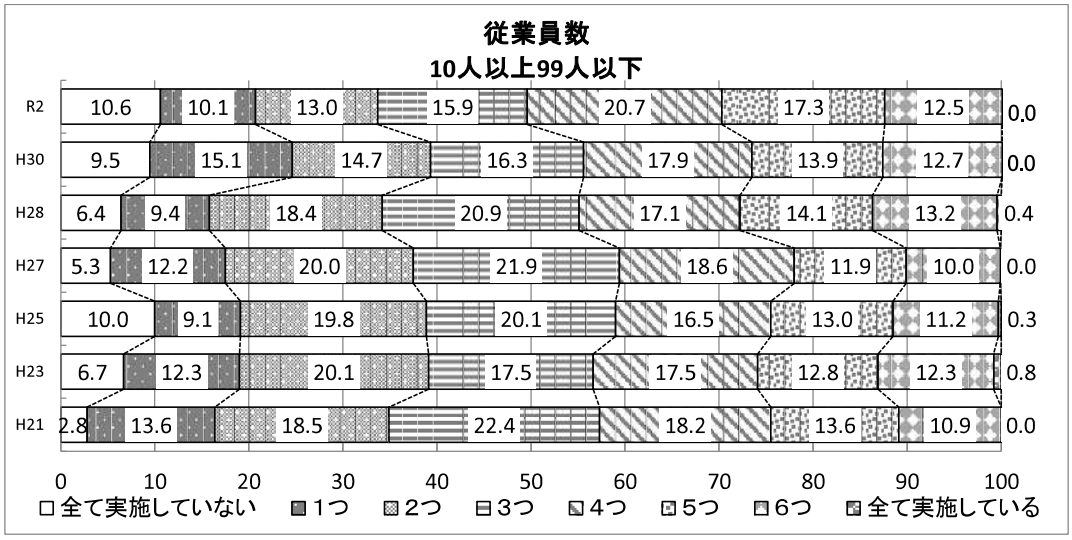
従業員数
10人以上99人以下
R2
10.6
10.1
13.0
15.9
20.7
17.3
12.5
0.0
H30
9.5
15.1
14.7
16.3
17.9
13.9
12.7
0.0
H28
6.4
9.4
18.4
20.9
17.1
14.1
13.2
0.4
H27
5.3
12.2
20.0
21.9
18.6
11.9
10.0
0.0
H25
10.0
9.1
19.8
20.1
16.5
13.0
11.2
0.3
H23
6.7
12.3
20.1
17.5
17.5
12.8
12.3
0.8
H21
2.8
13.6
18.5
22.4
18.2
13.6
10.9
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
全て実施している

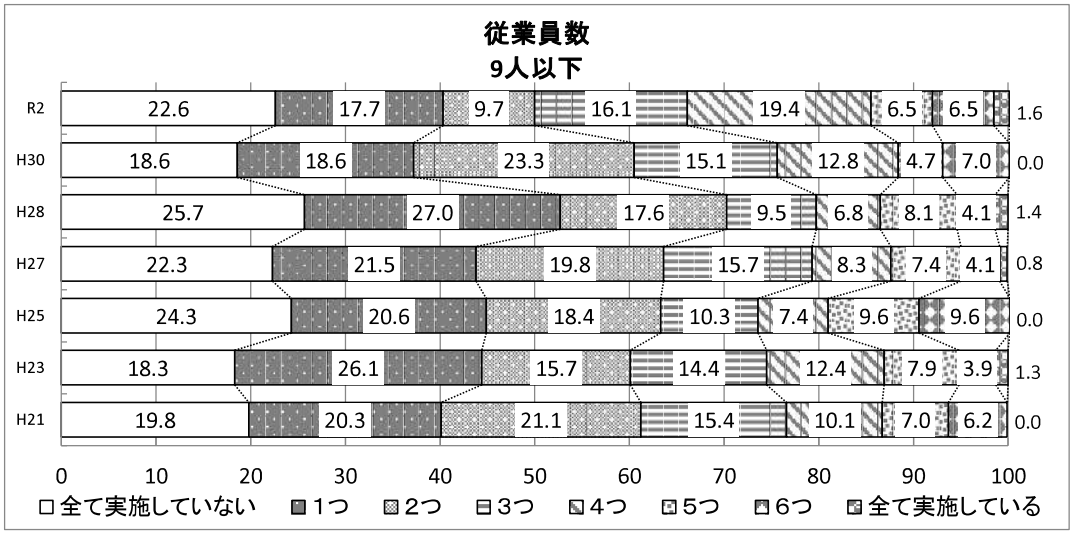
従業員数
9人以下
R2
22.6
17.7
9.7
16.1
19.4
6.5
6.5
1.6
H30
18.6
18.6
23.3
15.1
12.8
4.7
7.0
0.0
H28
25.7
27.0
17.6
9.5
6.8
8.1
4.1
1.4
H27
22.3
21.5
19.8
15.7
8.3
7.4
4.1
0.8
H25
24.3
20.6
18.4
10.3
7.4
9.6
9.6
0.0
H23
18.3
26.1
15.7
14.4
12.4
7.9
3.9
1.3
H21
19.8
20.3
21.1
15.4
10.1
7.0
6.2
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
全て実施している

5 仕事と家庭の両立支援について

【1】取組別実施状況　：　(1)から(10)の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、どの取組においても増加がみられる。また、「短時間勤務労働」の実施率が最も高い。

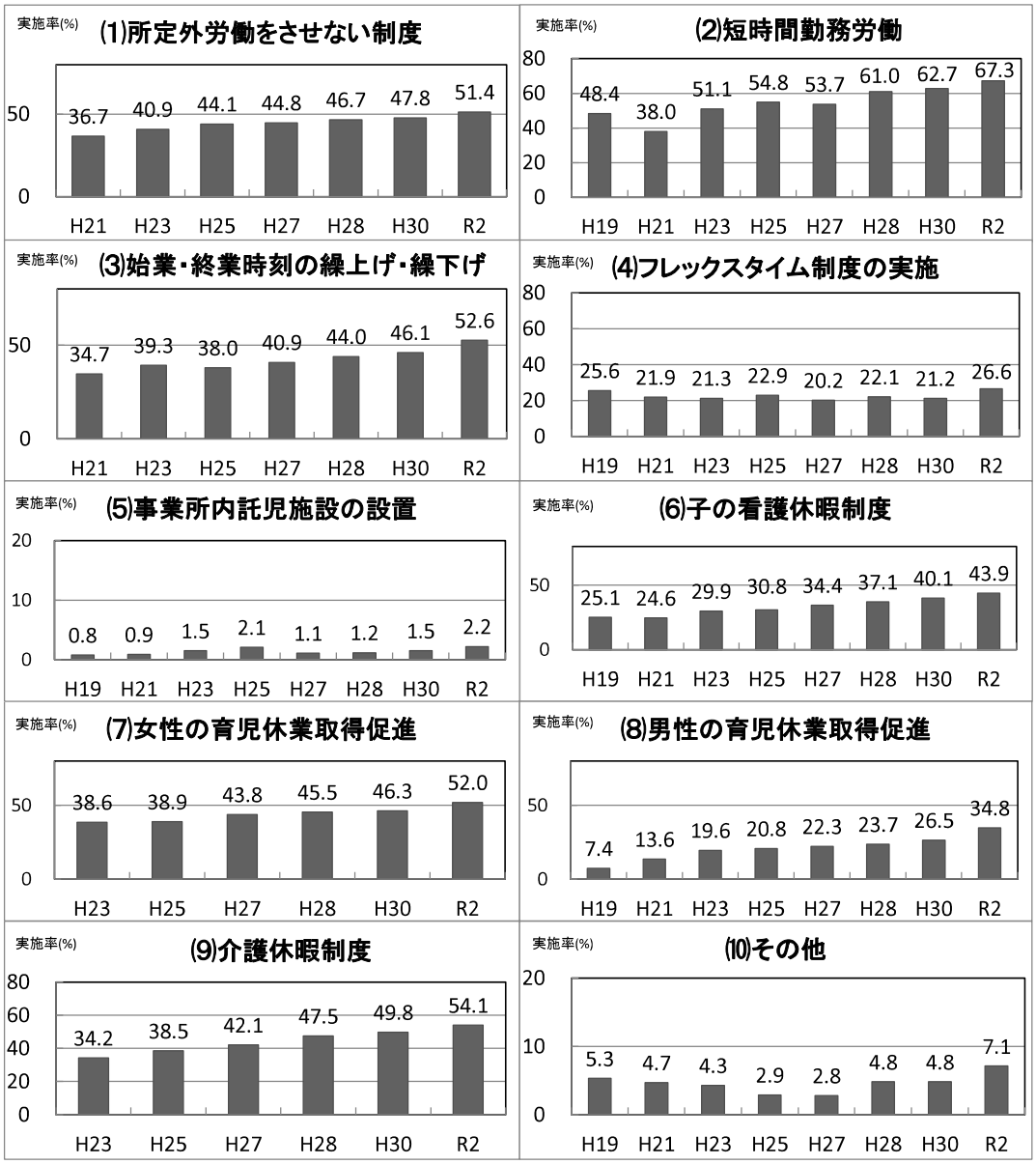

※「その他」の具体的取組（抜粋）

・ベビーシッター費用補助制度・保育料補助・学童保育補助・介護手当の支給
・テレワーク勤務制度
・週３日・４日制勤務
・育児短時間勤務の希望者を子が小学校就学前の従業員まで拡大している。
・コアタイムなしフレックスにより、短時間勤務の終了または取得時間を短縮する等、社員が勤務時間を自ら選択できるようになり、仕事と家庭の両立がしやすくなった。
・育児の場合は最長小学校６年生まで、介護の場合は最長３年間、短時間勤務が可能。配偶者の出産時に３日間、休暇取得が可能。
・子育て休暇：小学校就学前の子1人につき10日（最大20日）
・育児・介護・母性健康管理のための特別休暇
・労働者の配置に関する配慮、復帰後の待遇保障
・厚生労働省　えるぼし認定取得

【2】各事業者の実施状況： (1)から(10)の取組のうち、いくつ実施しているか。

過去の調査と比べて、「全て実施していない」事業所が減り、「6つ」「7つ」実施している事業所が増加している。

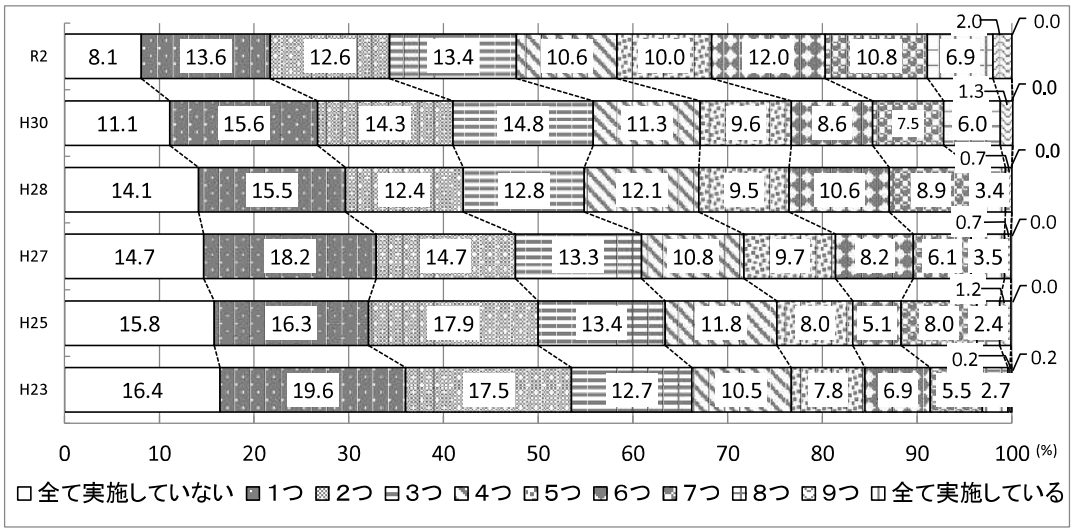

【3】従業員数別の実施状況： (1)から(10)の取組のうち、いくつ実施しているか。

従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

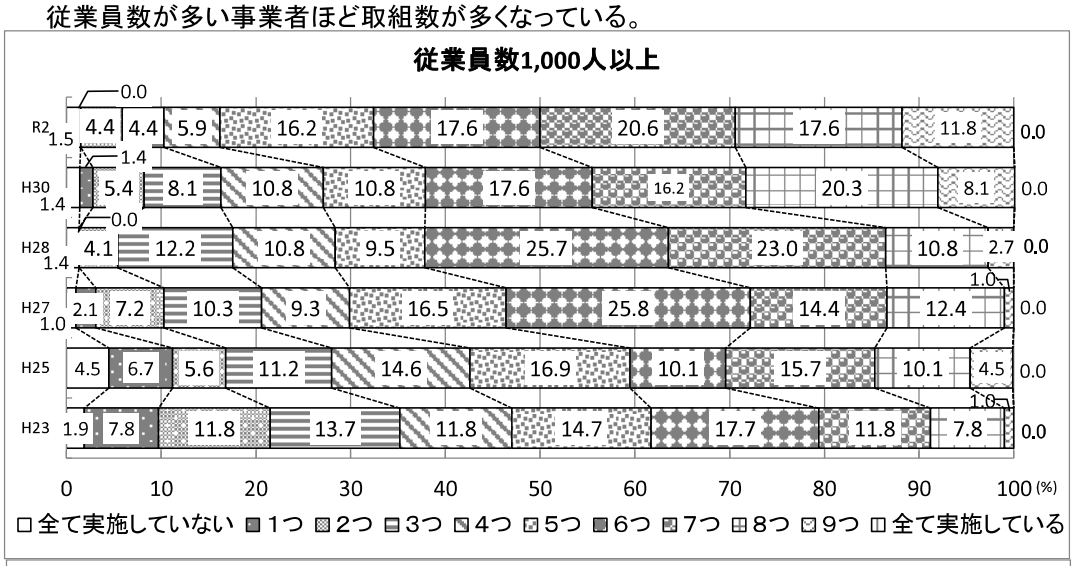

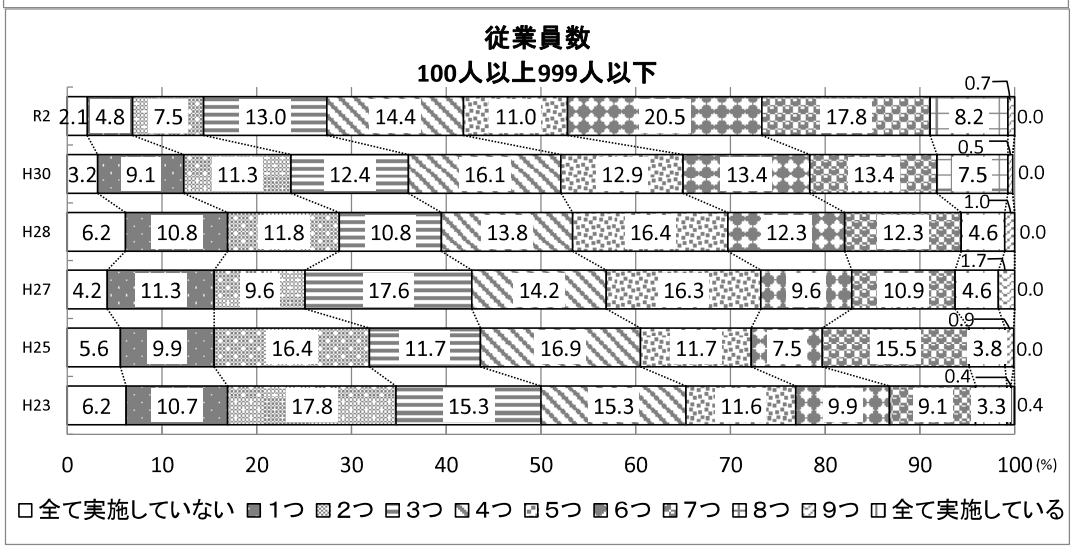

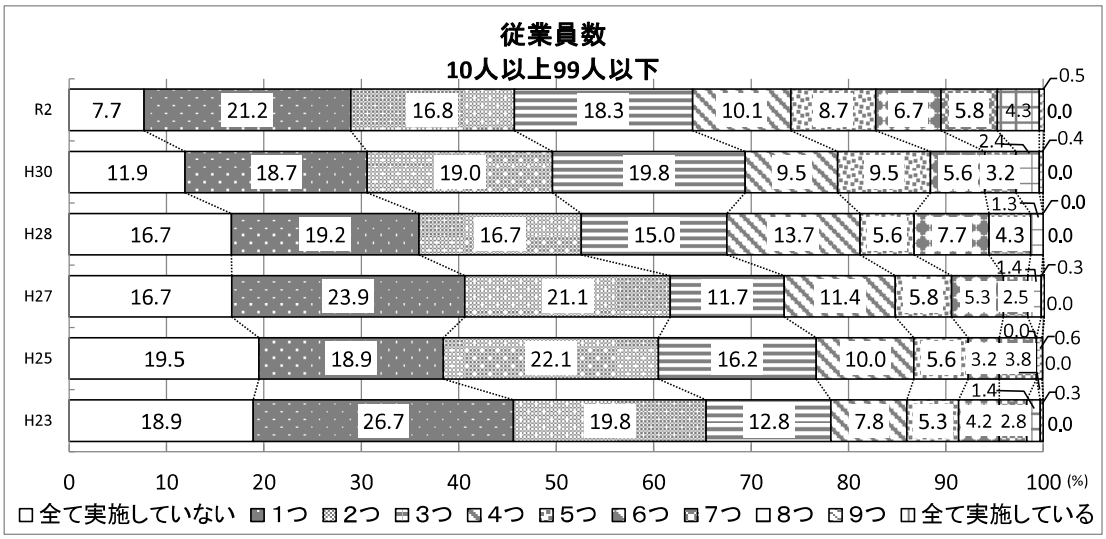
従業員数
10人以上99人以下
R2
H30
H28
H27
H25
H23
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
□全て実施していない ■1つ ▨2つ ▤3つ ▧4つ ▦5つ ▩6つ ▨7つ □8つ ▨9つ ▥全て実施している

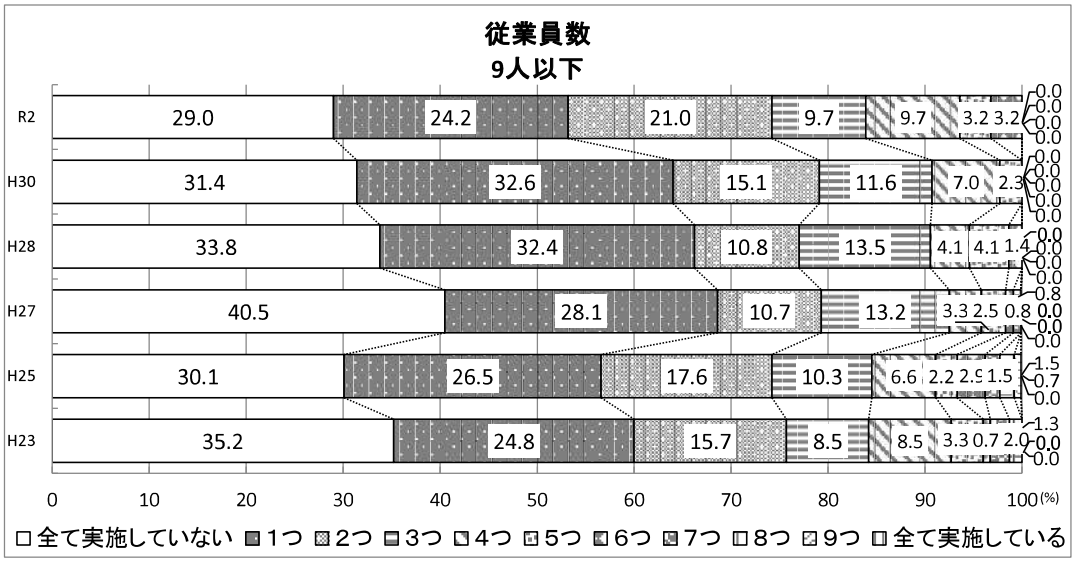
従業員数
9人以下
R2
H30
H28
H27
H25
H23
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
□全て実施していない ■1つ ▨2つ ▤3つ ▧4つ ▦5つ ▩6つ ▨7つ □8つ ▨9つ ▥全て実施している

6 セクシュアル・ハラスメント防止の取組について

【1】取組別実施状況　：　(1)から(5)の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。また、「就業規則で禁止を規定」の実施率が最も高い。

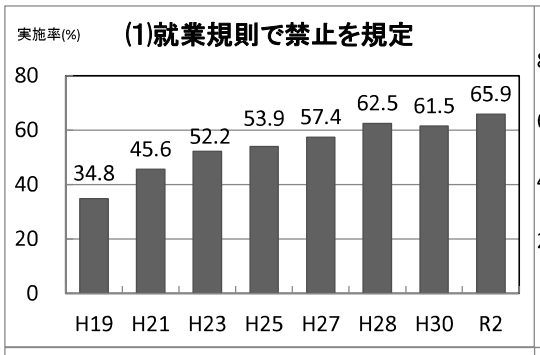

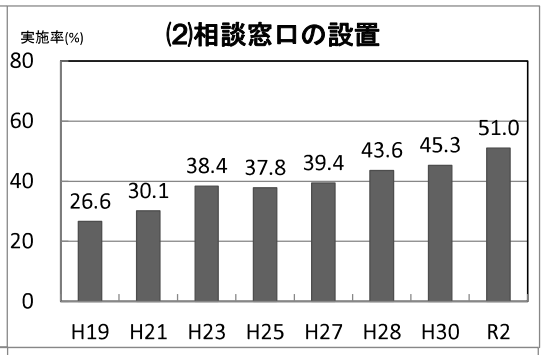

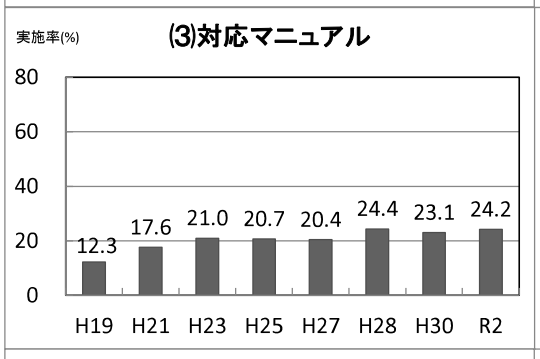

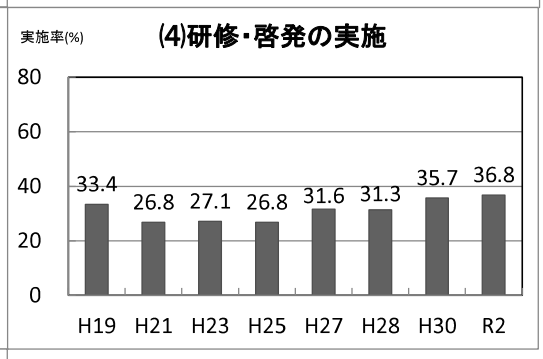

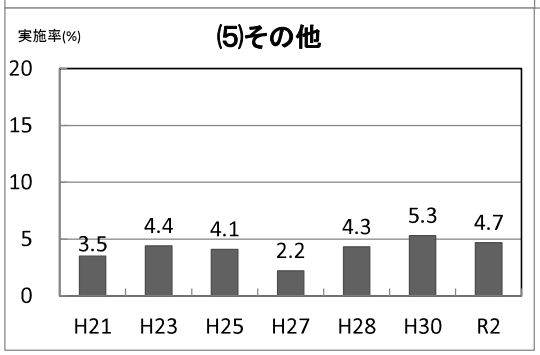

※「その他」の具体的取組（抜粋）
・第三者機関を経由した人権ホットライン匿名対応の相談窓口も設置している。
・人事部及び各事業部に相談窓口を設置している。ポスターを全営業所に配布し啓発している。
・社内報に掲載して啓発している。
・ハラスメント全般において規定及び啓発内容を社員全員が確認出来るよう社内掲示している。
・トップメッセージ・通達の発信、リスクコンプライアンス委員会・本部会等での啓発活動
・社労士に相談しながら取り組んでいる。
・自己申告制度により申告ができる。
・投書箱を設置している。
・入社時にハラスメント防止教育を実施している。

【2】各事業者の実施状況： (1)から(5)の取組のうち、いくつ実施しているか。
「全て実施していない」事業者の割合は減少傾向にある。

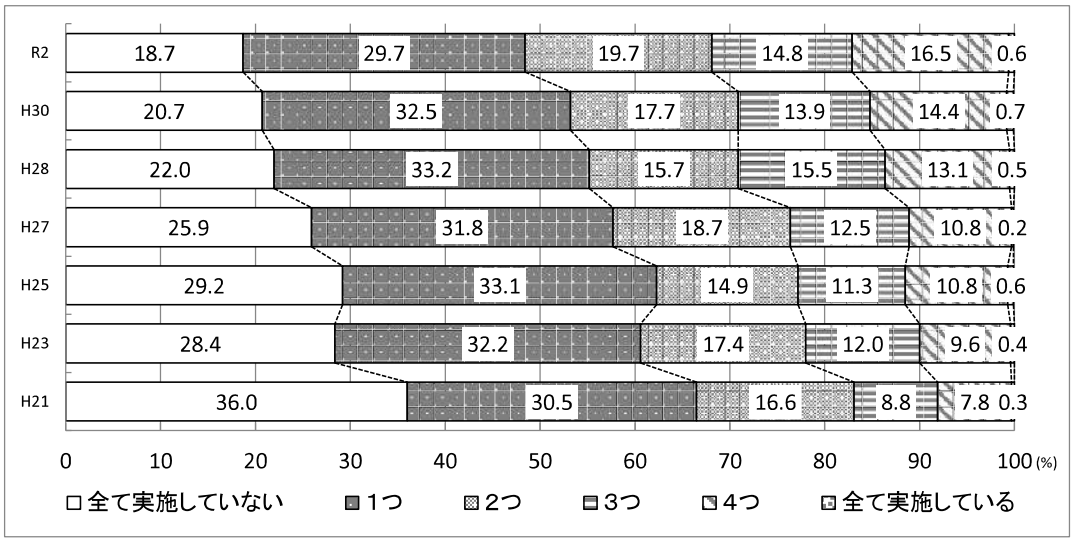

【3】従業員数別の実施状況： (1)から(5)の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

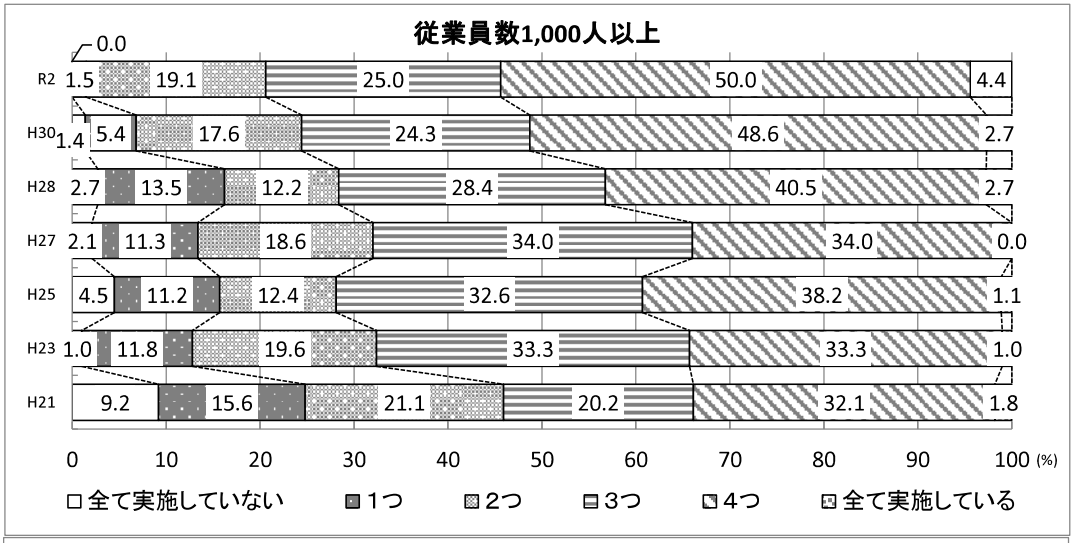

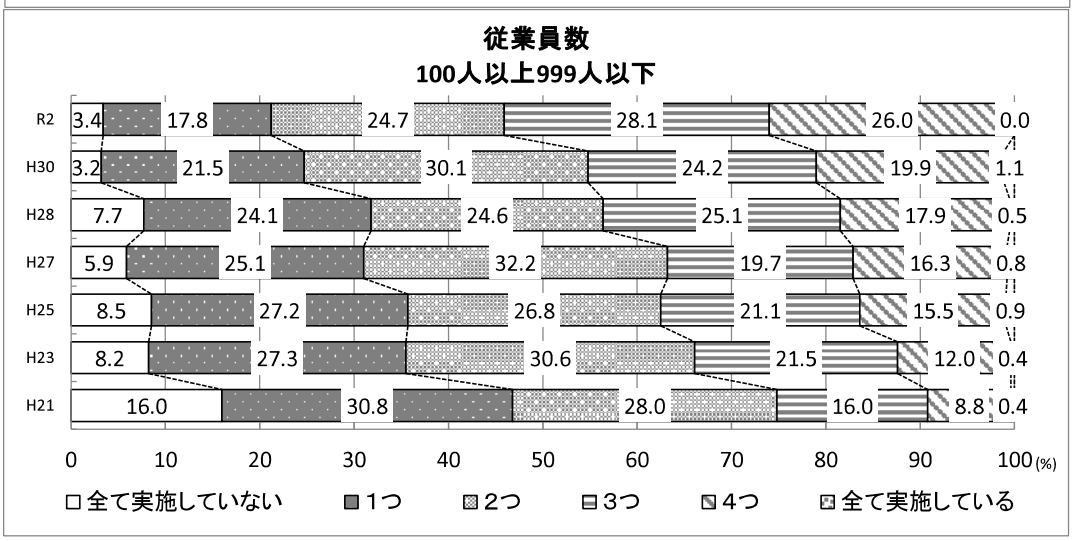

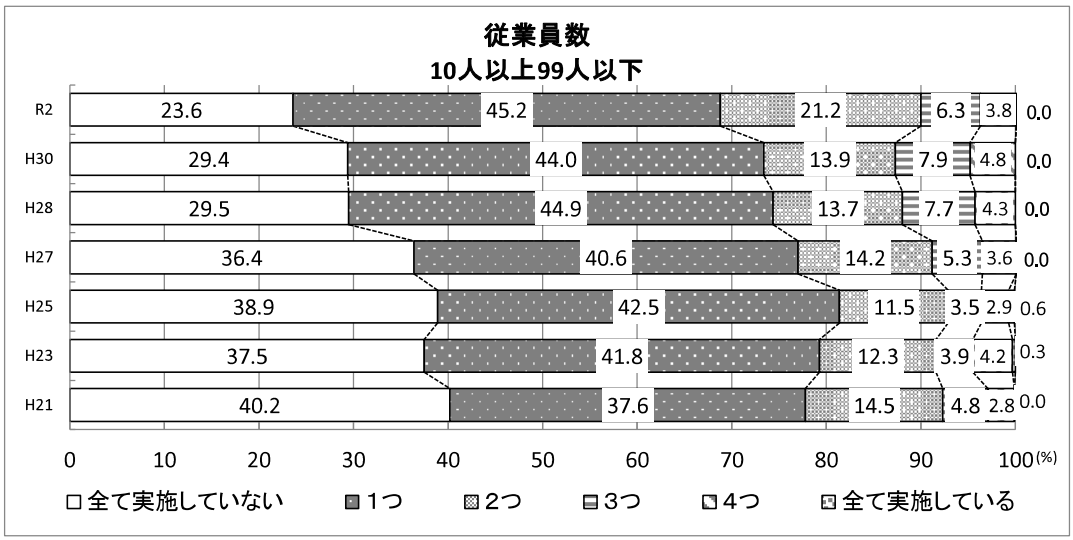
従業員数
10人以上99人以下
R2
23.6
45.2
21.2
6.3
3.8
0.0
H30
29.4
44.0
13.9
7.9
4.8
0.0
H28
29.5
44.9
13.7
7.7
4.3
0.0
H27
36.4
40.6
14.2
5.3
3.6
0.0
H25
38.9
42.5
11.5
3.5
2.9
0.6
H23
37.5
41.8
12.3
3.9
4.2
0.3
H21
40.2
37.6
14.5
4.8
2.8
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

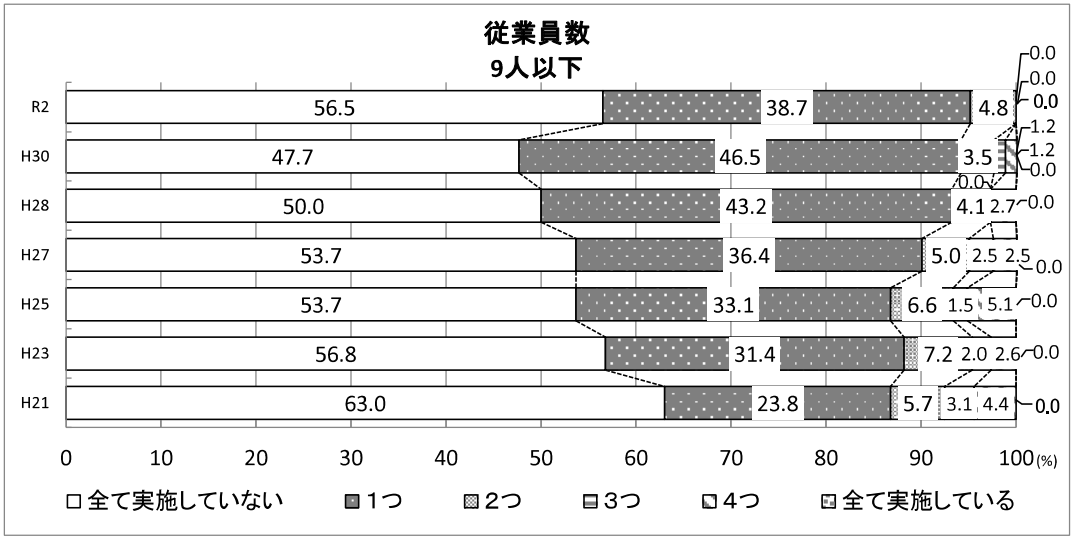
従業員数
9人以下
R2
56.5
38.7
4.8
0.0
0.0
0.0
H30
47.7
46.5
3.5
1.2
1.2
0.0
0.0
H28
50.0
43.2
4.1
2.7
0.0
H27
53.7
36.4
5.0
2.5
2.5
0.0
H25
53.7
33.1
6.6
1.5
5.1
0.0
H23
56.8
31.4
7.2
2.0
2.6
0.0
H21
63.0
23.8
5.7
3.1
4.4
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

7 パワー・ハラスメント防止の取組について

【1】取組別実施状況　：　(1)から(5)の取組を実施しているか。

「その他」以外において、実施率が増加している。また、「就業規則で禁止を規定」の実施率が最も高い。

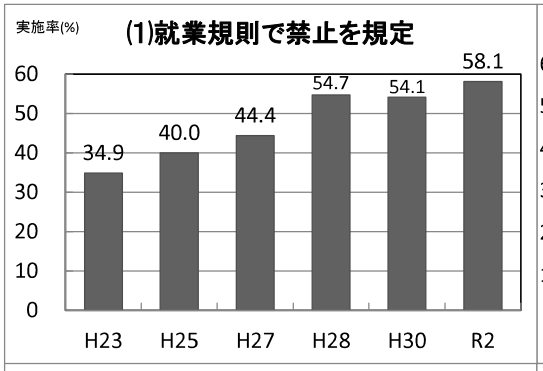

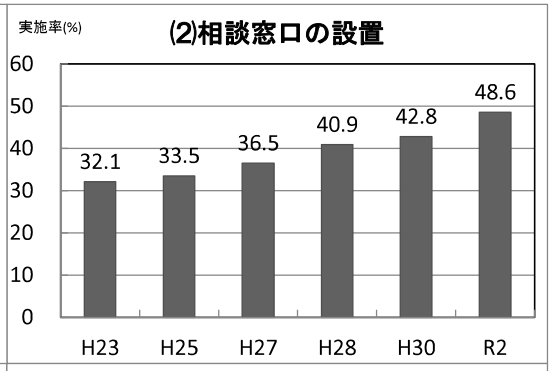

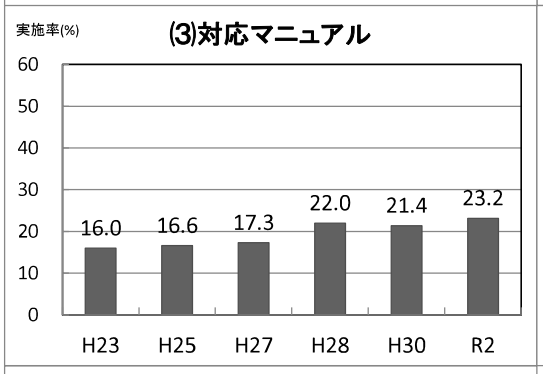

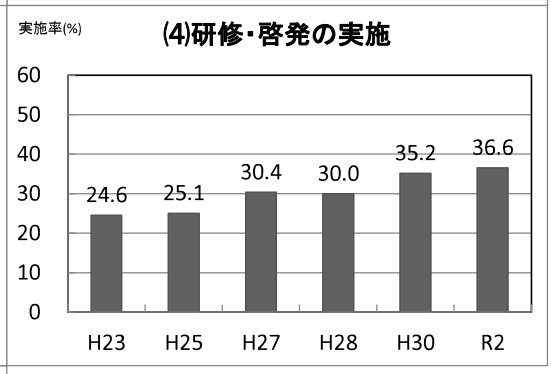

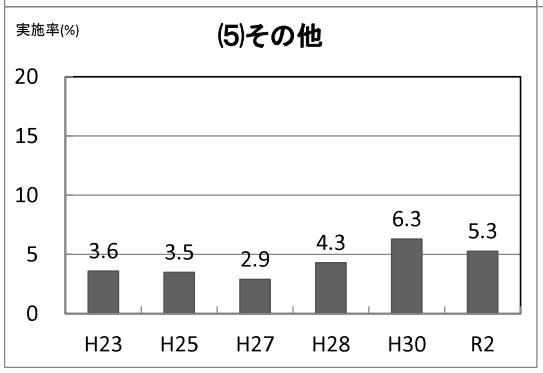

※「その他」の具体的取組（抜粋）

・第三者機関を経由した人権ホットライン匿名対応の相談窓口を設置している。
・事業所外に相談窓口を設置している。
・人事部及び各事業部に相談窓口を設置している。ポスターを全営業所に配布し啓発している。
・社内報に掲載して啓発している。
・ハラスメント全般において規定及び啓発内容を社員全員が確認出来るよう社内掲示している。
・トップメッセージ・通達の発信、リスクコンプライアンス委員会・本部会等での啓発活動
・社労士に相談しながら取り組んでいる。
・自己申告制度により申告ができる。
・労働契約書内で規定している。
・入社時にハラスメント防止教育を実施している。

【2】各事業者の実施状況： (1)から(5)の取組のうち、いくつ実施しているか。
「全て実施していない」事業者の割合が減少傾向にある。

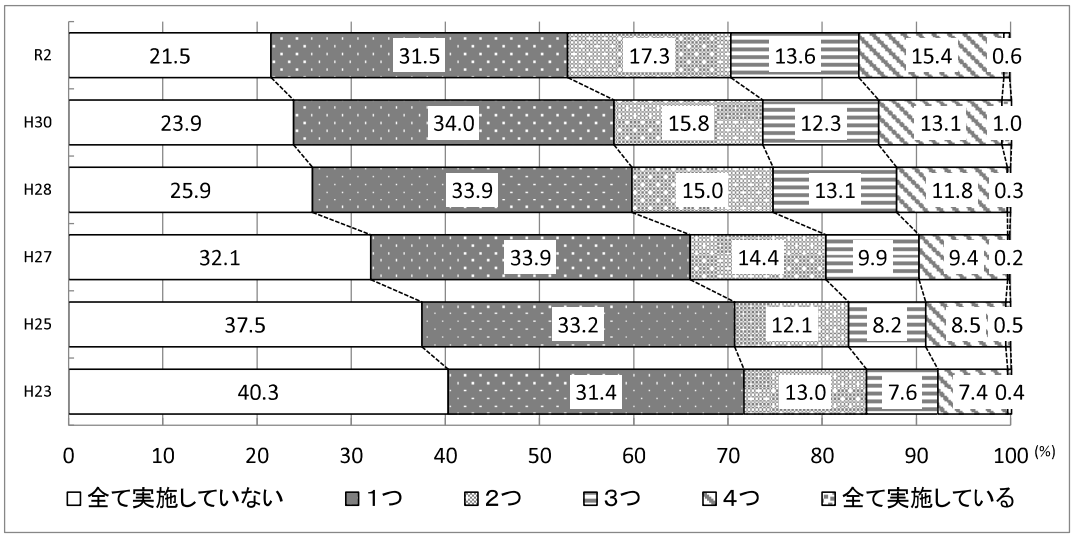

【3】従業員数別の実施状況： (1)から(10)の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

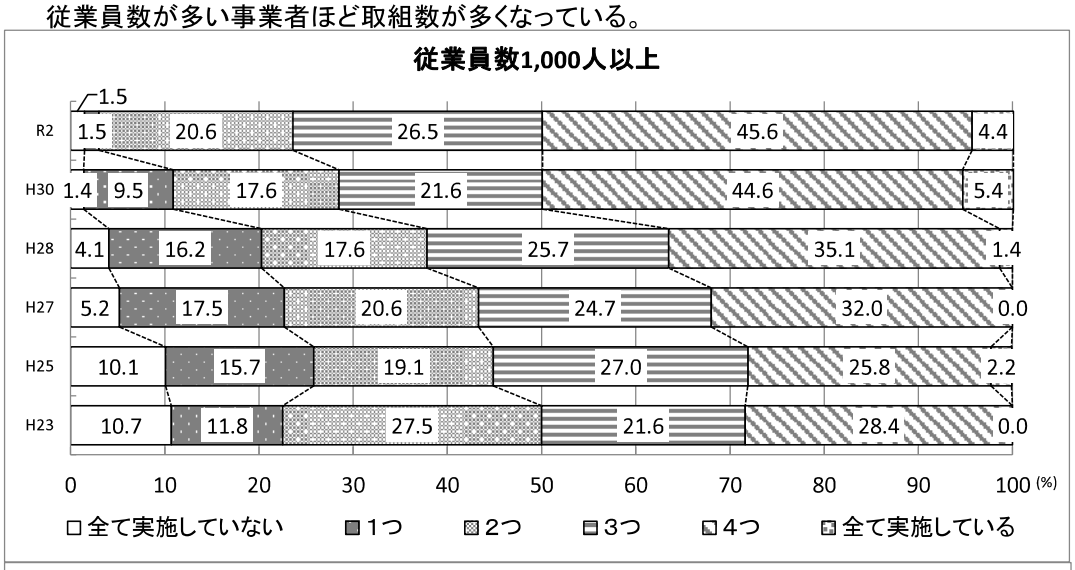

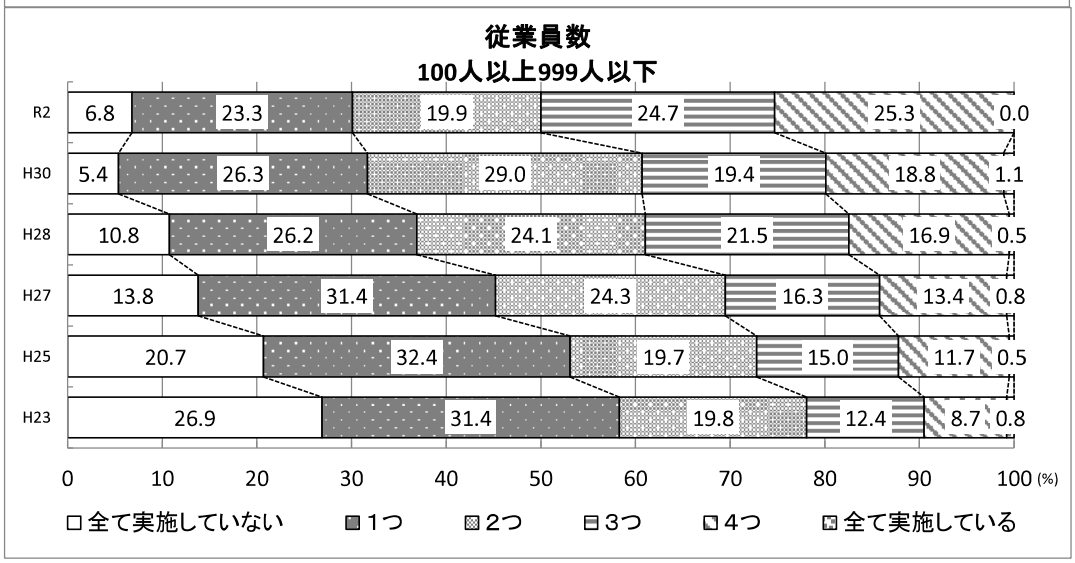

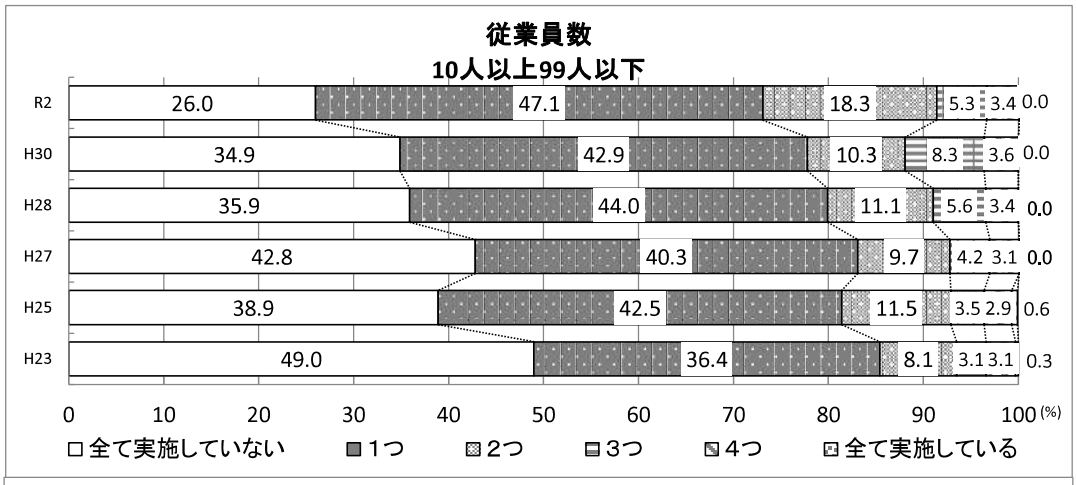
従業員数
10人以上99人以下
R2
26.0
47.1
18.3
5.3
3.4
0.0
H30
34.9
42.9
10.3
8.3
3.6
0.0
H28
35.9
44.0
11.1
5.6
3.4
0.0
H27
42.8
40.3
9.7
4.2
3.1
0.0
H25
38.9
42.5
11.5
3.5
2.9
0.6
H23
49.0
36.4
8.1
3.1
3.1
0.3
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

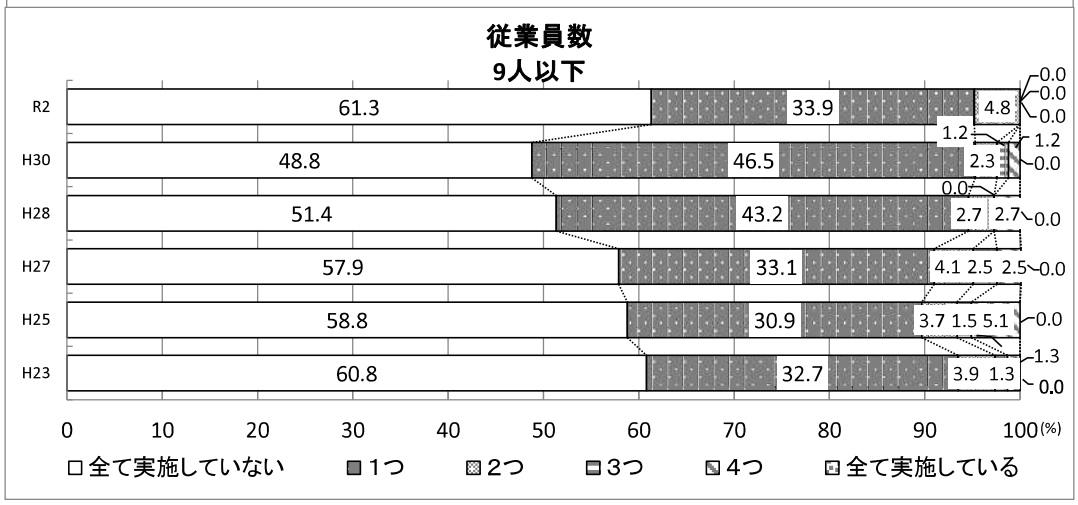
従業員数
9人以下
R2
61.3
33.9
4.8
0.0
0.0
0.0
H30
48.8
46.5
1.2
2.3
1.2
0.0
H28
51.4
43.2
0.0
2.7
2.7
0.0
H27
57.9
33.1
4.1
2.5
2.5
0.0
H25
58.8
30.9
3.7
1.5
5.1
0.0
H23
60.8
32.7
3.9
1.3
1.3
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

8 男女共同参画社会の実現に向けての意見・要望

・男女共同参画社会の実現にあたり、企業努力はもちろん必要ですが、各自治体におかれましては、女性も男性も働きやすい生活環境を整えていくことに重点を置いて頂きたいです。例えば、子育て中の夫婦がともにキャリアを手に入れたいと考える時、家事・育児の分担等、生活面の問題に直面することも少なくはありません。自治体によっては、保育施設の不足も問題になっております。働き方改革による労働環境の改善で、就業と生活との両面は今よりも進むことと思いますが、生活環境を理由に一方がキャリアを諦めざるを得ない、そういったことが無いような政策・まちづくりを行って頂き、企業活動・個人のキャリア形成・社会活躍をバックアップして頂けたらと思います。

・弊社では少人数ということもあり、あえて規則を作ってはおりませんが、性別による利益・不利益はないと思っています。セクハラ・パワハラをしていたら業務も円滑に進みませんし、男性だから、女性だから、ということでなく、人として思いやりを持ち、異なる立場や価値観の人が集まって社会を形成しているという認識を大切に丁寧に生きていく姿勢があれば、ひいては街もより魅力的になるのではないでしょうか。

・私はワーキングマザーなのでその視点から意見を書きます。事業主が、ワーキングマザーの悩みを抱えているのかに興味を持つべきだと思います。その為には強制力を持たせる為に、キャリアカウンセラー制度・メンタープログラム・管理職候補一人ひとりに指導役を付ける等の取組を義務化させるべきです。罰則を伴う程に国が大号令をかけて女性のキャリアデザインについて考える土壌を整えなければ、女性活躍推進策の意思決定権の多くが男性であるこの状況は大きく変われない気がします。

・男女全ての事が平等であることはありえない、平等でなくても、その事がイコール「不平等」とはならない事も理解させたい。

・自営や時短勤務の女性も同等に保育所等の認可がおり、利用できるようにしていただきたい。（収入の多少や勤務時間のみで判断しないでほしい。）

・弊社のようなソフトウェアサービス業、または貴市との取引を希望する業種・企業の多くは、男女共同参画プランに対応できる余地があると思われる反面、飲食店など貴市との直接取引が無い業種（特に飲食店等のサービス業）・企業においては、男女共同参画の目標達成が容易でない事情が多々あると思われます。啓発活動も重要かと思いますが、プラン達成の障害となっている要因を把握し、その結果から必要な施策を検討、実施していくべきではないでしょうか？（県、国レベルでの問題になるかもしれませんが）

・きめ細やかな感性をもつ女性の意見を取り入れたまちづくり、もちろんノーマライゼーションの考えに基づく街づくりを進めてほしい。その際、危険が予知される場合には、人的警備にも配慮願います。

・“男女”の視点だけではない共同参画の必要性を感じています。

・必要性に応じて性別を問わないで仕事が進められるように募集の仕組みなどを変えていくとよい。

・市町村など役所でも女性が活躍されていると励みになります。

《男女共同参画推進に関するアンケート》

令和２年１１月

新座市では、男女がお互いに人権を尊重し、ともにいきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けて、様々な施策を実施しています。

その取組の一つとして、このたび事業者のみなさまの取組を把握するため、アンケートを実施することとしました。

ぜひ、御協力くださるようお願い申し上げます。

【該当する項目の□にチェックするか、必要事項を記入してください。】

（基準日：令和２年１１月１日）

１　主な業種は何ですか。

□建設業　□電気・ガス・熱供給・水道業　□金融・保険業
□製造業　□卸売・小売業・飲食店　□サービス業
□運輸・情報通信業　□医療関係　□その他（　　）

２　常用労働者は何人ですか。

	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	合計
女性	人	人	人
男性	人	人	人

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことです。
・　期間を決めず、又は１か月を超える期間を決めて雇われている者。
・　日々又は１か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前２か月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
※「非正規の職員・従業員」とは、「正規の職員・従業員」以外（パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託など）の職員・従業員です。

３　管理職は何人ですか。

	女性	男性
管理職	人	人

※「管理職」は、部下を持つ職務以上の者、部下を持たなくてもそれと同等の地位にある者（役員は除く）です。

４　役員は何人ですか。

	女性	男性
役員	人	人

※「役員」は、取締役・監査役、執行役員、執行役です。

５　女性従業員を活用するためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 採用、昇進等において、性別による差異がないようにしている
□ 配属については、性別にとらわれず配置している
□ 業務に必要な知識や資格取得に係る研修を性別に関係なく実施している
□ 女性活用の重要性や必要性について啓発している
□ 女性が働きやすい設備を整備している（トイレ、更衣室など）
□ 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している
□ その他（具体的に　　）

6　働きながら育児や介護を行う従業員に対する仕事と家庭の両立支援としてどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 所定外労働をさせない制度
□ 短時間勤務制度（育児時間休暇、育児短時間勤務など）
□ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（部分休業など）
□ フレックスタイム制度の実施
□ 事業所内託児施設の設置
□ 子の看護休暇制度
□ 女性の育児休業取得促進
□ 男性の育児休業取得促進
□ 介護休暇制度（短期介護休暇も含む）
□ その他（具体的に　　）

7　セクシュアル・ハラスメント防止のためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 就業規則等にセクシュアル・ハラスメント禁止を規定している
□ 事業所内に相談窓口を設置している
□ セクシュアル・ハラスメント発生時の対応マニュアルを作成し対応している
□ 事業所内研修を実施して啓発している
□ その他（具体的に　　）

8　パワー・ハラスメント防止のためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 就業規則等にパワー・ハラスメント禁止を規定している
□ 事業所内に相談窓口を設置している
□ パワー・ハラスメント発生時の対応マニュアルを作成し対応している
□ 事業所内研修を実施して啓発している
□ その他（具体的に　　）

9　男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりについて、ご意見、ご要望などがありましたら、記入してください。

お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。

問合せ先：新座市総務部人権推進課
TEL 048-477-1513（直通）　FAX 048-479-2225

新座市のイメージキャラクター
「ゾウキリン」

第３次にいざ男女共同参画プラン事業進捗状況報告書
（令和２年度）

令和３年９月発行

発行　新座市総務部人権推進課
〒３５２－８６２３　新座市野火止一丁目１番１号
℡０４８－４７７－１５１３
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.niiza.lg.jp/